財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
6	地域	20	ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	ユーティリティ共同化モデル整備事業	各工場の低効率な発電設備や低効率なタービン駆動を停止し、電力会社からの電力に切り替え省エネやCO2削減、省コストを図る。	水島コンビナート発展推進協議会参画企業等	経済産業省	エネルギー使用合理化事業者支援事業	拡充	石油化学コンビナートのような装置産業では、常時稼働する設備の改造工事は、定期修理期間にしか実施できないが、定期修理を2・3・4月に実施している事業所は、当該支援事業の単年度予算が乏零となって当該支援事業の恩恵を受けられない。そのため、補助金の執行団体に対して、補助事業の財源を基金造成して補助する方式に変更する或いは国庫債務負担行為の手法を活用する等により、年度末（2・3月）に実施する事業と、3月から4月への年度を跨って実施する事業を補助対象とすること、及び複数年度事業の2年目以降の交付決定を保証するように、制度を拡充していただきたい。	1回目	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課	エネルギー使用合理化事業者支援事業	C		エネルギー使用合理化事業者支援補助金は、工場・事業場等のエネルギーの使用量が、設備更新によって省エネルギー率が1%以上または省エネルギー量が500kl以上となる事業に対して補助を行うものであり、毎年度の所要額を要求の上補助事業を実施している。 本事業は、地域・業種に関わらず全国の全業種を対象としており、すべての申請案件について、「省エネルギー効果」「費用対効果」「技術の先端性」等を踏まえた一律の採択基準の下、採択委員会での議論を踏まえて総合的に優れた事業を毎年度交付決定しているものである。 本事業は単年度の予算額のみが認められているため、毎年度交付決定を行っている。従って、総合特区に指定された地域において実施する事業を必ず交付決定するものでなく、前述の審査過程により採択するものであるため、当該地域において計画している事業について、別枠として基金化・国庫債務負担行為の手法により補助金額を算定し、予算計上することは不可能である。		c	本県は、貴省の見解にある「総合特区に指定された地域において実施する事業を必ず交付決定する」ことを求めているものではなく、年度末（2・3月）まで補助事業が実施し得るよう制度を改善していただきたいこと、さらには3月から4月に跨る事業も補助事業の対象となり得るよう制度の改善を求めているものである。 水島コンビナート発展推進協議会（総合特区法定地域協議会）の構成8企業のうち、定期修理時期（＝エネルギー使用合理化事業者支援事業が実施可能な時期）が2～4月の企業は5社あり、水島コンビナート総合特区構想の戦略の一つであるユーティリティ共同化モデル整備事業を進める上でエネルギー使用合理化事業者支援事業の活用に支障を来すものである。 貴省が年度末（2・3月）に行われる設備更新を補助対象とされないことについて、単年度予算をその理由としていることは理解できないこと、また、貴省は、「別枠として基金化・国庫債務負担行為の手法により補助金額を算定し、予算計上することは不可能である」としているが、本県は別枠化を求めているものではなく、かつ平成24年度スマートマンション導入加速化推進事業を実施する際に基金化している例もあることから、同様の手法により年度を跨いだ補助事業の実施が可能であると思料する。よって貴省の見解には同意できない。 是非とも、水島コンビナートでの設備更新による省エネルギー化が促進されるよう、本提案を実現していただきたい。	○	経済産業省から、エネルギー使用合理化事業者支援補助金については、単年度の予算額のみが認められており、採択委員会での議論を踏まえて総合的に優れた事業を毎年度交付決定しているものであり、総合特区に指定された地域における事業を必ず交付決定するものではなく、別枠として基金化・国庫債務負担行為の手法により補助金額を算定し予算計上することはできない、と回答されているところであるが、指定自治体は経済産業省より提示された回答について検討を行い、他の事業における基金化の事例を例示して支援措置を求める回答があったため、経済産業省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、経済産業省において対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目			A		補助事業を年度末まで実施する必要性や、補助事業を年度をまたがって実施する必要性等について詳細に教えていただいた上で、会計年度独立の原則の下、どのように対応できるかについて検討させていただきたい。		a	厳しい国際競争下で操業している企業の競争力を高めるため、補助対象期間の拡大により水島コンビナート立地企業が、本支援事業を活用できるように検討していただきたい。 なお、正事に、よっては、補助対象期間が年度末まで拡大されれば提案目的を達成できるものもある。我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を目指す総合特区法の趣旨に則り、政策課題の解決に向けて様々な手法をご検討願いたい。		経済産業省と岡山県が密に情報を共有し、定期修理の時期等について詳細を踏まえ、制度の弾力的運用、制度改正の可能性も含め、経済産業省において検討すること。	Ⅱ
66	国際	1	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	食・農・医連携研究センターの整備	地場の農産物及び加工副産物からの新規機能性素材の探索・発掘・開発を継続的に、次々に生み出されるシステムを構築する。	財団法人十勝圏振興機構	文部科学省	地域イノベーション戦略支援推進地域及び地域イノベーション戦略支援プログラム	拡充	地域イノベーション戦略推進地域の指定の複数地域への拡大と、地域イノベーション戦略支援プログラムの対象経費に研究開発費を追加する。	1回目	文部科学省科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課	地域イノベーション戦略推進地域及び地域イノベーション戦略支援プログラム	C		平成25年度については、既に公募を終了しており、対応できない。 地域イノベーション戦略推進地域の選定の複数地域への拡大は、制度の趣旨に沿わないため、対応できない。 また、本事業は持続的にイノベーションを創出する仕組みの構築を目指すものであり、研究開発費については、競争的資金等の活用についてもご検討いただきたい。		c	・平成25年度の公募終了については了知しました。 ・本件プロジェクトにおいては、今後、既存素材に係るヒト介入試験及び事業化、並びに新規素材に係る素材抽出、ヒト介入試験を含む機能性評価及び事業化に取り組むほか、新たなテーマとして、美味しさや介護、予防、美容などに関する科学的知見を蓄積し、食品の商品開発や販路拡大に生かす研究開発を実施すべく検討を行っています。 　その実施にあたっては、帯広地域単独ではなく、地域イノベーション戦略支援プログラムの採択を受けてきた札幌地域及び函館地域と緊密に連携して取り組むことを想定しています。これにより、これまでの基盤をさらに発展させるとともに、広域連携を通じて相乗効果を発揮することが期待でき、「食」・「健康」・「医療」の融合領域において持続的なイノベーションを生み出す先導的地域を形成するほか、総合特区において実現を目指す「食農医連携研究センター」の具現化につなげる考えです。 　しかしながら、現在の地域イノベーション戦略推進地域は1都道府県1提案となっているほか、地域イノベーション戦略支援プログラムは研究開発費を補助対象としていないため、広域連携による効果的な研究開発を行うことが難しい状況にあります。 　以上のことから、事業の趣旨をより効果的に達成することができるよう、新たな制度の創設等において、その点について十分考慮した検討を要望します。	○	指定自治体の提案について、文部科学省は当該提案は制度の趣旨等に沿わないとしているが、国と地方の協議における指定自治体の回答を踏まえ、持続的なイノベーションを生み出す先導的地域を形成することを目指す本特区の事業目的に鑑み、広域連携による効果的な研究開発を支援する仕組みについて、文部科学省と指定自治体は協議を重ねながら、指定自治体が提案する制度拡充が実現する策を双方において再考されたい。	Ⅳ
											2回目			C		地域イノベーション戦略推進地域について、1都道府県から複数提案を認めることは制度の趣旨に沿わないため、対応できない。 また、本事業は持続的にイノベーションを創出する仕組みの構築を目指すものであり、研究開発費については、競争的資金等の活用についてもご検討いただきたい。 新たな制度を創設等するときは、本提案の趣旨を十分に考慮し検討したい。		a	「新たな制度を創設等するときは、本提案の趣旨を十分に考慮し、検討したい」旨のご回答をいただいたので、了解とします。 今後においても、科学技術イノベーション総合戦略に定める「地域資源を強みとした地域再生」の実現をはじめ、科学技術を活用した地域イノベーションに地域の産学官が連携して取り組んでまいりますので、引き続きご支援をお願いしたい。		文部科学省において、新たな制度を創設等するときは、指定自治体の本提案の趣旨を十分に考慮し検討したいとしており、文部科学省の見解に指定自治体が了解していることから、協議終了。	Ⅰ
67	国際	1	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	国際水産・海洋総合研究センターの整備	水産物の有用成分を活用した機能性素材の開発等を実施する。	函館地域産業振興財団	文部科学省	地域イノベーション戦略支援推進地域及び地域イノベーション戦略支援プログラム	拡充	地域イノベーション戦略推進地域の指定の複数地域への拡大と、地域イノベーション戦略支援プログラムの対象経費に研究開発費を追加する。	1回目	文部科学省科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課	地域イノベーション戦略推進地域及び地域イノベーション戦略支援プログラム	C		平成25年度については、既に公募を終了しており、対応できない。 地域イノベーション戦略推進地域の選定の複数地域への拡大は、制度の趣旨に沿わないため、対応できない。 また、本事業は持続的にイノベーションを創出する仕組みの構築を目指すものであり、研究開発費については、競争的資金等の活用についてもご検討いただきたい。		c	・平成25年度の公募終了については了知しました。 ・地域イノベーション戦略推進地域の選定の複数地域への拡大に関する要望については，現状の地域イノベーション戦略推進地域の制度においては対応できないことは承知しました。しかし，今後新たに制度を創設する場合においては，「1つの都道府県からの提案は1つ」のように画一的な要件ではなく，これまでの実績や新たに展開しようとする研究内容，さらには他地域との広域的な連携の可能性等，総合的にご判断いただく制度としていただければ，これまで取組を進めてきている当地域としては，大学等の地域科学技術を活用したイノベーション創出につなげていくことができるものと考えておりますので，ご検討をお願いしたい。 ・地域イノベーション戦略支援プログラムにおいて，研究開発に関する費用を補助対象経費とする要望については，これまで函館地域では，文部科学省の地域科学技術施策の各種制度を活用し，地域の水産資源を活用した商品を多数生み出すなど，科学技術を活用し持続的にイノベーションを創出する仕組みの基盤を構築することができたものと考えておりますが，この基盤をさらに発展・成長させていくためには，これまで実績を有し今後の発展可能性がある地域が広域的に連携して実施する研究開発に関する経費については補助対象とするなど，重点的に研究開発費を投下し，我が国の先導的な地域として支援していただくことが，第4期科学技術基本計画の趣旨にも合致するものと考えておりますので，新たな制度の創設等においては，その点についてご検討をお願いしたい。	○	指定自治体の提案について、文部科学省は当該提案は制度の趣旨等に沿わないとしているが、国と地方の協議における指定自治体の回答を踏まえ、持続的なイノベーションを生み出す先導的地域を形成することを目指す本特区の事業目的に鑑み、広域連携による効果的な研究開発を支援する仕組みについて、文部科学省と指定自治体は協議を重ねながら、指定自治体が提案する制度拡充が実現する策を双方において再考されたい。	Ⅳ
											2回目			C		地域イノベーション戦略推進地域について、1都道府県から複数提案を認めることは制度の趣旨に沿わないため、対応できない。 また、本事業は持続的にイノベーションを創出する仕組みの構築を目指すものであり、研究開発費については、競争的資金等の活用についてもご検討いただきたい。 新たな制度を創設等するときは、本提案の趣旨を十分に考慮し検討したい。		a	「新たな制度を創設等するときは、本提案の趣旨を十分に考慮し、検討したい」旨のご回答をいただいたので、了解したい。 今後においても、科学技術イノベーション総合戦略に定める「地域資源を強みとした地域再生」の実現をはじめ、科学技術を活用した地域イノベーションに地域の産学官が連携して取り組んでいく決意であるので、引き続きご支援をお願いしたい。		文部科学省において、新たな制度を創設等するときは、指定自治体の本提案の趣旨を十分に考慮し検討したいとしており、文部科学省の見解に指定自治体が了解していることから、協議終了。	Ⅰ

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
91	国際	5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	人材育成・確保推進事業	高度な技能や特殊工程についての知識・技能を持つ航空機関連の生産職人材の育成・雇用を図るため、複合材料関連生産技術に関する企業内OFF-JTを推進する。	航空機関連企業（雇用主）	厚生労働省	「キャリア形成促進助成金」	拡充	航空機産業は、他業種と比較して、工程が多くかつスキルレベルが高度である。しかしながら、少量多品種生産のため、生産現場では手作業が多く、多数の生産職が必要となる。高度な技能や特殊工程についての知識・技能を持つ生産職の採用は、日本の航空機メーカーにおいても容易ではなく、人材の確保・育成に慢性的に苦慮している。また、ボーイング787は、今後も増産が見込まれており、生産職の確保について、さらに懸念される状況にある。こうした生産職人材の育成・雇用に対する支援を行う必要がある。 当初申請時の提案書に対して、平成24年2月、厚生労働省からは、『「教育訓練への支援」については、現状においてもキャリア形成促進助成金等による支援を行っているところであり、特区によらずとも支援可能』との回答を頂いており、実際に、787の量産等を実施（特区の目標を達成するために実施）している大企業において十分に活用できるように、次のとおり、制度の拡充をお願いしたい。 ・訓練等支援給付金（職業訓練を受けさせる場合）の一般対象について、現在対象となっていない大企業を助成の対象にする。 ・訓練等支援給付金（職業訓練を受けさせる場合）の非正規対象について、大企業の助成率（1/3）を1/2に引き上げる。	1回目	職業能力開発局 ・育成支援課 ・実習併用職業訓練推進室	・キャリア形成促進助成金 ・キャリアアップ助成金	C	なし	○　キャリア形成促進助成金は、雇用する労働者に訓練等を実施する中小企業事業主に対し、その訓練に要した経費等を助成するものであり、経営基盤が弱い、人材育成のノウハウが乏しい等といった理由から、自社内で労働者の能力開発の実施が難しい中小企業を対象とした助成制度である。 　今回の拡充要望は、中小企業に加え、大企業も助成対象とするよう制度の拡充を求める要望であるが、中小企業と比較して、経営基盤が安定しており、かつ人材育成のノウハウ等も十分に保有している大企業を助成対象とすることは、限られた財源の中にあっては中小企業と同様に措置することは困難である。 ○　また、訓練等支援給付金（非正規対象）は平成25年度予算成立をもって廃止されたが、同予算にて非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを支援する事業主に対してキャリアアップ助成金が創設されたところである。当該助成金には訓練に要した経費等を助成するコースがあり、大企業も支給対象となっているものの、キャリア形成促進助成金と同様の理由から、自社内で労働者の能力開発の実施が難しい中小企業についてより手厚い助成を行う仕組みとなっている。 　今回の拡充要望は、大企業の助成額を中小企業と同等に引き上げることを求めるものであるが、キャリア形成助成金と同様の理由から、限られた財源の中にあっては中小企業と同様に措置することは困難である。		d	炭素繊維複合材料（CFRP）は、従来の航空機に用いられているアルミニウム合金と比較して、より軽量、高強度といった特徴を持ち、近年、ボーイング787等の航空機の機体や部品に広範囲に使用され、機体の軽量化、低燃費化に大きく貢献している。CFRPは、炭素繊維を樹脂に含浸したテープ状のプリプレグを型に積層し、焼き固めるなどして部品を製造するため、従来の切削加工を中心としたアルミニウム合金製部品とは製造工程が大きく異なるほか、材料の特徴も異なっている。このため、CFRP製部品の製造に当っては、材料に対する高度な知識や、金属材料とは異なる製造技術及び技能が要求される。今後、CFRPを使用した航空機の生産が短期間に急速に増すことが予測され、これらの知識・製造技術・技能を習得した生産職を、企業内で大量に養成する必要がある。しかしながら、短期間に大量の人材を育成すること、及び研修に使用するCFRPや専用設備等が高価であることなどから、大企業であっても研修に係る負担は大きい。生産人材の適確な育成により国際競争力を持った航空機の製造を着実に行うため、キャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金の拡充を要望するものである。 平成25年度は制度見直しを行ったことを踏まえ、事業者においてその制度の活用を検討するとともに、さらなる制度拡充（助成要件の緩和等）を要望する。		厚生労働省より、キャリア形成促進助成金およびキャリアアップ助成金の制度趣旨、財政状況を勘案し、指定自治体から要望のあった助成金拡充は実現できない、と見解を示されているところであるが、指定自治体および厚生労働省は、それぞれの回答を踏まえ、他の手段等を含め検討し、別途協議を行っていくこと。	Ⅳ
											2回目												
94	国際	5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業	航空機部品製造に係る中小企業の効率的な生産・供給体制を構築するため、川崎岐阜協同組合員グループにおいて整備中の表面処理等の共同利用設備に隣接して、前作業や部品保管・受け渡しなどを行う共同管理工場を整備する。	川崎岐阜協同組合	経済産業省	「成長産業・企業立地促進等施設整備費補助金」	拡充	現行制度「成長産業・企業立地促進等施設整備費補助金」は、補助対象事業者が社団法人や財団法人、独立行政法人、第3セクターなど、補助対象事業が貸工場や貸事業場などに限定されているが、各地域における立地促進事業の多様化に対応するとともに、中小企業の国際競争力強化を図るため、補助対象事業者に「事業協同組合」を追加するとともに、事業協同組合等が自ら運用・組合員企業に供用できるよう、補助対象事業に「工場、事業所」を追加する。なお、平成25年度実施分については現行制度の補助率（1/2）を想定しているが、将来的には補助率のかさ上げを図る。	1回目	経済産業省地域経済産業G産業施設課	成長産業・企業立地促進等設備整備費補助金	A	平成26年度概算要求予定	当該制度は、企業立地促進法の趣旨に基づき、地方公共団体を始めとした地域が主体的かつ計画的に行う企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための取組みを支援するため「貸工場、貸事業場」を補助対象事業としており、ご要望の「工場、事業所」の追加については、この趣旨に照らしてどのような影響があるのか検討しなければならないと考えます。 　よって、ご要望にあった将来的に計画している材料調達・管理の共同化事業等について、具体的な内容をご教示ください。		d	現在、航空機部品の製造において、機体メーカーは中小企業（下請企業）に材料を支給し、板金加工、機械加工、表面処理、組立といった単一工程毎に発注する形態をとっているが、工程毎に品質検査を行って次の工程に引き渡す必要があるなど、非効率な生産体制、コスト高の要因の一つになっている。 「関連中小企業による効率的な生産・供給体制構築事業」は、現行の生産体制における非効率な部分を見直し、中小企業が共同体として航空機部品の共同受注・一貫生産を行う新たな量産体制を構築することで、国際競争力の維持・強化を図るものである。 このうち、「材料調達・管理の共同化事業」は、共同受注・一貫生産体制の構築にあたり必須となるもので、現在機体メーカー等から支給を受けている航空機部品の材料（アルミ、チタン、複合材料等）を中小企業が共同で調達・管理を行うものである。川崎岐阜協同組合では、事業場を設置するとともに、材料の調達・管理・必要分の切り出し・各企業への供給といった運用を組合が自ら行う計画であることから、当該補助金の対象事業を「貸工場、貸事業場」ではなく、「工場、事業場」とするよう要望するものである。		経済産業省から、当該補助金の概算要求に向けて「工場・事業所」の追加については制度の趣旨に照らし、どのような影響があるか、検討しなければならない、との見解が示された。今後、経済産業省は材料調達・管理の共同化事業について自治体からの具体的内容に対する回答をふまえ、概算要求等に向けて情報収集等を行い、また、指定自治体は経済産業省に適宜、必要な情報を提供すること等により、要望内容が実現するよう努めること。	Ⅱ
											2回目												
97	地域	1	札幌コンテンツ特区	コンテンツ産業強化対策支援事業	我が国コンテンツ産業の海外展開のため、国際商談会の開催や官民対話による共同製作の推進等を実施	民間事業者	経済産業省	コンテンツ産業強化対策支援事業	拡充	海外市場との連携強化に向け、海外でのセミナー、国際商談会、国際会議、国際ワークショップ等を実施する。なお、事業の実施主体は、札幌コンテンツ特区の推進業務を行う事業者とする。	1回目	経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課	コンテンツ産業強化対策支援事業	A	平成26年度概算要求予定	平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		a	貴省と平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行わせていただきたい。		経済産業省から、平成26年度については概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、これについて指定自治体が了解しているため一旦協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目												
172	地域	14	京都市地域活性化総合特区	道路管理者への財政措置の拡充	京都市では，幹線道路に加え，とりわけ歴史的景観に配慮すべき伝統的建造物群保存地区や世界遺産周辺を重点的整備対象地域に定め，無電柱化を集中的に進めているが，もともと大きな費用負担を要する事業である上，本市の狭隘で入り組んだ道が多いという道路事情により，更に多くの経費を要しており，多額の事業費負担が，進捗を妨げている。	京都市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	道路管理者への助成制度の拡充	1回目	国土交通省道路局 環境安全課	社会資本整備総合交付金交付要綱	B	－	現行の交付金事業で実施することが可能である。		c	観光立国の推進は，「総合特別区域基本方針」の総合特区制度により実現すべき目標として掲げられています。また，美しい町並みと歴史的風土の保存・活用等を通じ，世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成することにより，本特区の政策課題を解決していくことが，「京都市地域活性化総合特区地域活性化方針」において，国と地域との間で共有されています。 　京都市では，数多く抱える歴史的景観に配慮すべき地区について，伝統建築物群保存地区や世界遺産周辺を中心に，重点整備対象地域を定めて，社会資本整備総合交付金等の活用により，無電柱化の取組を集中的に進めております。 　しかしながら，景観に配慮すべき地区では，歴史的に引き継がれてきた町並みであることから，道路幅員が狭隘であり，施工性が悪く，他の幹線道路における施工に比べ，整備費用が高くなる傾向にあります。 　また，電力需要等が少ないことなどから，電線管理者等との合意が得られないことも多く，入線や電柱撤去費用も含めて京都市が要請者として全額負担の上，京都の歴史的景観を保全・再生するために整備を行っている事例も複数あります。（花見小路通（祇園地区），ねねの道（高台寺周辺），小川通） 　第6期無電柱化計画（平成21年度～平成25年度）に掲げている路線の無電柱化完了には，現行国庫補助率（1/2）の場合，約9年間の期間を要しますが，補助率が仮に75%に拡充されることになれば，整備期間が5年弱に短縮し，四季折々の美しい自然景観やそこに溶け合う寺院，神社，京町家などの趣深い町並み等京都特有の景観の保全・再生の取組が飛躍的に進み，ひいては国が進める歴史・風土に根ざした国土づくりや観光交流の拡大へも大いに寄与します。 　本市が提案している「無電柱化事業への補助率拡充」について，「現行の交付金事業で実施することが可能である。」とのことですが，具体的な内容が明確となっていませんので，手段を含め御教示頂きたい。また，本特区の政策課題の解決に向け，引き続き協議をお願いしたい。		自治体からは、国土交通省の提案が具体的な内容となっていないとの回答がなされているが、国土交通省からは、現行の社会資本整備総合交付金事業の中で交付される交付金の枠内で、自治体の要望する事業への配分を増額することは自治体の裁量により実現可能である趣旨での回答がされている。 また、本提案については平成24年度より協議を行っており、前回「すでに補助率を拡充している中での補助率のさらなる拡充は困難」との国土交通省の見解が示されている。 当該見解は地域自主戦略交付金を前提としたものであるが、社会資本整備総合交付金においても当てはまるとされている。 今回、自治体からは再提案がなされているが、国交省としては、提出のあった資料では補助率の拡充を検討するに足りるだけの具体的な根拠やデータとは言えないと考えており、今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、一旦協議を終了する。 自治体は、政策課題解決に向けて、社会資本整備総合交付金の補助率拡充以外の方法も含め再整理し、その検討に従って改めて提案が行われた場合には、国土交通省は実現の可否について検討するとともに、課題解決に向けて協議に応じること。	Ⅳ
											2回目												

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］ 担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］ 対応	理由等	対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］ 内閣府コメント	内閣府整理
176	地域	14	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生	古都保存法に基づく買い入れた土地の森林景観形成のための財源措置の拡充	京都市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	古都保存法に基づく所有者の申出を受けた土地の買入れは国庫補助対象となっているが，買入後の除伐・間伐等の森林景観形成に係る費用は，植栽等の施設整備と一体的に実施するものに限り補助対象となる。このため，広大な買入地の森林景観形成に多額の費用を要するため，十分な対応ができていない現状にある。適切な森林景観の形成を行っていくためには，新たな財政支援措置が必要。	1回目	国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室	社会資本整備総合交付金	B		補助率の拡充については、京都市財産の施設整備に対する7割国費による財政措置を求めたものであるため、既存の他事業の財政措置との並びでバランスが悪く、かなりハードルが高いものとなっているが、補助対象の範囲については、木竹の除伐、間伐等のうち、歴史的風土保存施設の整備と併せて景観阻害物件の除却という位置づけで実施する木竹の除却、景観保全のための植栽整備の一環として実施する木竹の除間伐等は、社会資本整備総合交付金制度の基幹事業のひとつである古都保存事業を活用することが可能であり、現行制度等で対応可能である。指定自治体から相談があった場合には、現行制度の範囲内で丁寧に対応させていただきたい。		b	○下記のとおり，事業遂行上，実質的に要望に沿った回答を得られたため。 ・景観保全のための植栽整備の一環として実施する木竹の除間伐等は，現行の社会資本整備総合交付金制度の活用が可能であること。 ・自治体から相談があった場合には、現行制度の範囲内で，国交省による助言等のバックアップを得られること。 ○具体的な計画作成段階で，改めて協議に応じていただくなど，引き続き支援を要望します。		景観保全のための植栽整備の一環として実施する木竹の除間伐等は，現行の社会資本整備総合交付金制度の活用が可能であること等が確認されたことから協議を終了する。省庁においては、具体的な計画作成段階等に自治体から相談があった場合には丁寧な対応をすること。	Ⅰ
											2回目											
180	地域	15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	国際医療サポートセンター事業（訪日外国人診療の未収金対策）	訪日外国人に対して提供した、不慮の疾病等に対する医療サービスのうち、他の法律の適用を受けないものについて、当該医療機関において回収の努力を行ったにもかかわらず、一定期間経過後も徴収できなかった医療費を補てんする。	りんくう総合医療センターなど	厚生労働省	医療提供体制推進事業費補助金	拡充	医療提供体制推進事業費補助金4（1）コ「救命救急センター運営事業」の交付対象事業者である、「厚生労働大臣が適当と認める者」に「外国人患者受入れ医療機関認証制度認証医療機関」を、対象経費に訪日外国人に対して提供した不慮の疾病等に係る未収金を加えるよう、制度を拡充する。	1回目	医政局指導課	医療提供体制推進事業費補助金	C		民間等の救命救急センターについては、既に救命救急センター運営事業として、重篤な無保険の外国人救急患者の救命医療を行い努力したにもかかわらず回収できない未収金に対する補助の加算措置を行っている。 2次救急医療機関及び公立の救命救急センターの運営費補助については、平成16年度以降一般財源化して、地方交付税措置としていることから、補助要件については、都道府県の判断により弾力的に対応できるものと考えている。また、これに必要な財源については、補助金でなく地方交付税となるため、総務省と調整されたい。		c	○本提案は、観光やビジネス等の目的で訪日した外国人が急病等となったことから、医療機関において医療サービスを提供したものの、結果として回収が不能となった未収金について補てんを受けるものです。 ○本件については、現に受入を実施している医療機関が「2次救急医療機関及び公立の救命救急センター」であるため、「運営費補助については（略）地方交付税措置としていることから（略）都道府県の判断により弾力的に対応できる」とのお考えを示されていますが、地方交付税とは、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」であり、地方の固有財源です。 ○しかしながら、本件未収金は、外国との交流に伴って、一定の割合で必然的に発生するものであることから、その補てんは国が本来実施すべき事務、すなわち「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業」として、地方がその固有税源を活用して、地方の裁量において実施するものではないと考えております。 ○現在国を挙げて、訪日外国人旅行者の増大に向けた取組を進めておられることから、今後ますます本件のような事案が、各地で増加することが危惧されます。国の責務において、迅速かつ適切に対応いただくようお願いいたします。		厚生労働省から、当該要望については、既に地方交付税措置を行っていることから地方交付税に関する財源であるため、総務省と相談されたいと回答されている。一方、指定自治体は、地方交付税による補てんは、地方がその固有税源を活用して、地方の裁量において実施するものではないと考えており、国が実施すべきであるとの見解を示している。指定自治体においては、国の事務として対応すべき理由をより明確にした上で、要望事項との関係性を明確にし、引き続き協議を行うこと。 厚生労働省は、地方自治体より示された意見に対して、補助対象の拡大の是非について厚生労働省の見解を検討し示すこと。	Ⅳ
											2回目			C		国として進めている施策の推進に応じて必要となってくる取組に係る財源については、すべて国が負担すべきものというわけではなく、活用できる既存の事業の有無、他の事業とのバランス、地方分権の推進との関係などを踏まえて個別に考えるべきものである。 2次救急医療機関等における未収金に関しては、前回のご回答のとおりの取組を行っており、特に、2次救急医療機関及び公立の救命救急センターの運営費補助については、平成16年度以降一般財源化して、地方交付税措置としていることから、補助要件については、都道府県の判断により弾力的に対応できるものと考えている。これに必要な財源については、補助金でなく地方交付税となるため、総務省と調整されたい。		d	医療提供体制推進事業費補助金の拡充による対応が困難なことは了解したため、本提案は取り下げます。しかしながら、外国人の診療については、未収金を始め、種々の課題があることから、今後、自治体において提案内容の再検討を行うこととしますので、その際は改めて相談・協議に応じて頂くなど、本特区の推進に向けた御配慮をお願いします。		厚生労働省から、当該要望については、既に地方交付税措置を行っていることから地方交付税に関する財源であるため、総務省と相談されたいと回答されており、指定自治体は医療提供体制推進事業費補助金の拡充による対応が困難であることを了解し、提案を取り下げたため、協議終了。指定自治体においては、提案内容を再検討すること。	Ⅴ
182	地域	15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	ホスピタリティ・地域魅力の向上事業（多言語表記）	訪日外国人の周遊性・回遊性の向上を図るため、多言語表記による案内板の設置により、安心して街を周遊・回遊できる環境整備を行う。	観光庁（泉佐野市）	観光庁	訪日外国人旅行者に係る受入環境整備事業	拡充	受入環境整備事業において、当地域は地方拠点に選定されているものの、国の平成25年度予算において、約4割以下に減額が想定されていることから、拠点数が現在30箇所から10数箇所に減らされる可能性があるため、箇所数を増やすなどの予算規模の拡充を要望	1回目	観光庁　国際観光政策課	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業	B	平成25年度以降	今回の提案について、訪日外国人旅行者の受入環境整備事業に応募される予定と伺っていますが、ご提案の内容が先進的、モデル的な取組であると第三者委員会において決定された場合に事業が実施される点をご了承下さい。		b	○今年度の訪日外国人旅行者の受入環境整備事業の予算は、昨年度までと比べ大幅に縮減されており、当該地域の提案内容が採択されない可能性があります。そこで、提案内容が同事業に採択されない場合、その理由を明確にしていただけるようお願いします。		指定自治体が、仮に要望する事業が採択がされなかった場合、採択されなかった理由を明確にすることを条件として了解していることから、一旦協議を終了。指定自治体は今後は当事業に則り申請を行うか、別事業において要望を継続する方再検討すること。	Ⅴ
											2回目											
183	地域	15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	ホスピタリティ・地域魅力向上事業（ICT観光情報提供）	街案内ソフト及び位置情報システムを搭載したタブレット型端末やスマートフォンなどの多機能携帯電話を宿泊施設や観光案内所で貸与、訪日外国人が安心してまちを周遊・回遊できる環境整備を行う。	泉佐野市観光協会・市内宿泊施設・観光案内所	観光庁		新規	国の観光立国政策の推進を下支えするものとして、観光庁が目指す訪日外国人旅行者の受入環境におけるバリアの解消を促進するとともに、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターの増加及び訪日旅行の評判の向上の地域活性化に資するICT基盤・システムを利活用した取組を進めるものとする。 平成23年度に本市が実施した「泉佐野市における訪日外国人の動向調査」により判明した訪日外国人の不満項目である言葉の障壁を解消するため、また宿泊施設からもICTを活用した多言語案内が効果的であり、導入の検討を要望されているため、地域の情報や観光案内、商業施設で利用できるクーポン券、飲食店でのメニューが多言語化された案内及び通訳システムが搭載されたICT機器を宿泊施設や観光案内所等で貸し出すだけでなく、リアルな情報発信などのICT化を推進していくことで、外国人旅行者の満足度の向上を図る事業に対し、導入経費や貸出する機器の利用料金を補助する制度を観光庁に創設することをお願いするものである。	1回目	観光庁　国際観光政策課	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業	B	平成25年度以降	今回の提案について、訪日外国人旅行者の受入環境整備事業に応募される予定と伺っていますが、ご提案の内容が先進的、モデル的な取組であると第三者委員会において決定された場合に事業が実施される点をご了承下さい。		c	○平成24年5月10日に貴庁と泉佐野市で、「受入環境整備事業」で実施する事業内容の協議を行ったところ、ICT機器の貸し出しという本提案の内容は、事業の対象外である旨を伝えられ、別の提案に変更した経緯があります。 ○このため今般、地域に即したフレキシブルな事業として地方が事業主体となり、観光庁が財政支援を行う補助事業の創設を提案しているものであり、この点について回答をお願いするとともに、創設が出来ない場合はその理由を明確にしていただいた上で再度の書面協議をお願いします。		観光庁より、訪日外国人旅行者の受入環境整備事業については、通常通りの応募を行い、提案の内容が先進的、モデル的な取組であると第三者委員会において決定された場合に事業が実施されるとの見解が示されているが、指定自治体は一度観光庁（近畿運輸局観光課）と協議を行い、事業の対象外である旨伝えられている。観光庁はこの事実関係を明確にし、当該事業の対象となるのであれば、その旨を回答すること。また、制度創設の可否及び不可能な場合は代替案を示すこと。 また、自治体側は議論の中で、既存事業を含めて目的を達成できないか検討すること。	Ⅲ
											2回目			B	平成25年度以降	受入環境整備事業は、ICT機器の貸し出し自体が当該事業の対象外となるものではない。昨年度、泉佐野市から提案のあったICT機器の貸し出しそのものを主眼とした事業には先進性・モデル性が見当たらないため、別の観点での事業実施を促したものであり、先進性・モデル性のある観光アプリを開発し、それを効果検証する手段としてICT機器を貸し出す手法を取る事業内容であれば、ICT機器の貸し出しも可能である。 既存の事業で対応可能であるため、当該事業の活用をご検討いただきたい。		d	受入環境整備事業は、ICT機器の貸し出し自体が当該事業の対象外となるものではないことは理解しました。しかしながら、当該事業の今年度の公募は終了しているため、他の省庁が実施している補助制度での対応を検討することとします。		観光庁より、受入環境整備事業は、ICT機器の貸し出し自体が当該事業の対象外となるものではないという見解が示され、自治体はその旨了解した。ただし、今年度の公募が終了しているため、他の省庁が実施している補助制度での対応を検討することから、今回の協議を終了する。	Ⅴ

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
189	地域	5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	低温ガス化装置実証試験事業	低温ガス化装置の実証試験（2ｔ/日）を畜産現場で行い、実用機普及のためのデータを取得・整理する。	公募	経済産業省	地域イノベーション創出実証研究補助事業	拡充	低温ガス化技術を導入することで、これまでたい肥化していた家畜排せつ物からエネルギーの獲得が可能となり、エネルギーの自立化が可能なばかりではなく余剰電力の売電が可能となる。また、家畜排せつ物をエネルギー化することで、畜産臭気の原因物質を発生させないことから、畜産臭気対策になる。このようにして、畜産経営を安定させ、エネルギー自立・環境調和型の畜産振興を実現することで、地域の活性化につなげていく。 そのため、補助率2／3の定額補助制度である「地域新産業戦略推進事業」において、補助上限額の撤廃を要望する。	1回目	経済産業省地域経済産業G地域新産業戦略室	地域新産業戦略推進事業（試行的事業）	Z		実務者協議により、平成25年度は経産省予算を活用予定だが、平成26年度は農水省予算を活用する予定である旨が示された。		a	経済産業省「地域中小企業イノベーション創出補助事業」を活用することとした。		実務者協議において、指定自治体から 平成25年度については、経済産業省の「地域中小企業イノベーション創出補助事業」についても検討している旨が示され、経済産業省からは、どちらの補助事業を活用するかについて、指定自治体の検討が必要との見解が示された。 経済産業省の見解に対して、指定自治体から「地域中小企業イノベーション創出補助事業」を活用するとの見解が示されたため、協議終了 。	Ⅴ
											2回目											
192	地域	5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	超省エネルギー炭化・灰化装置普及事業	超省エネルギー炭化・灰化実用機を畜産現場への普及を促進する。	キンセイ産業（株） 県内畜産業者	農林水産省		新規	従来の炭化・灰化装置では800℃以上で処理をすることから、物質中のカルシウムが酸化し強いアルカリ性を示していた。当該装置では、600℃の低温処理により炭酸カルシウムが酸化することなく処理される。また、発酵によるたい肥製造は臭気の原因となる。このようなことから、超省エネルギー炭化・灰化装置は、ほとんどエネルギーを使わずに炭化・灰化処理を行い、従来品と比較して品質に優れる炭化・灰化物を製造するので販売して利益を得られる可能性がある。また、たい肥として発酵させないので畜産臭気対策になることから、畜産経営の安定化と併せて地域の活性化にもつなげられる。 そのため、当該技術を活用した当事業を、「家畜排せつ物の利活用と畜産環境対策」において、支援対象とするとともに、補助上限額の撤廃を要望する。	1回目	農林水産省生産局畜産部畜産企画課	家畜排せつ物の利活用と畜産環境対策	C		平成11年11月に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）が施行されたことも踏まえ、同法に基づく管理基準の対象農家に対し、家畜排せつ物処理施設（炭化処理施設を含む）の整備に対する補助事業を措置してきたところ。 これに関し、現在、法の施行から10年以上が経過し、管理基準対象農家のほぼ100%が家畜排せつ物を適正に管理している状況となったことから、家畜排せつ物処理施設の整備に対する補助は平成22年度で終了したところ。		d	超省エネルギー炭化・灰化実用機は、一般的な処理装置ではなく、短期間で排せつ物処理を可能とする新技術を有しており、畜産臭気、余剰たい肥という重要な課題解決を行い、周辺環境の改善を行うものであるため、支援対象として検討いただきたい。 現在は国のバイオマス事業化戦略検討チームが整理した「技術ロードマップ」の中で、「ガス化」は「実証段階」と整理されているが、今後は、事業化段階の技術に達していることを具体的なデータをもとに、協議することとされているため、今後、実証試験のデータを示し協議をお願いする予定である。「技術ロードマップ」へ「低温ガス化」技術を追加するなどして、当実用機の普及支援をお願いしたい。		農林水産省から、家畜排せつ物処理施設の整備に対する補助は平成22年度で終了しているため、対応が困難との見解が示されているが、指定自治体は、超省エネルギー炭化・灰化実用機の普及に関する支援を要望している。 しかし、指定自治体の要望を実現するためには、ガス化技術が事業段階の技術に達していることについて、具体的なデータをもとに協議し、さらに実用化技術であると評価された場合に、支援が可能かどうかの協議が必要であり、今回の協議の中で結論を得ることは、時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。 指定自治体は、平成25年度において炭化・灰化装置の実用化に係る実証試験データを収集整理し、ガス化技術の実用化について、今後農林水産省に明確に説明すること。 農林水産省は、指定自治体から、ガス化技術が実用化・事業化段階であるとのデータが示された際には、改めて協議に応じること。	Ⅳ
											2回目											
205	地域	10	とやま地域共生型福祉推進特区	病児・病後児保育拡充事業	兼務の看護師等の配置による病児・病後児保育事業の実施	保育所及び保育所以外の施設を併せて経営する社会福祉法人	厚生労働省	保育対策等促進事業費補助金	拡充	病児・病後児保育事業の実施を兼務の看護師等にも拡大し、この場合にも補助の対象とするよう、保育対策等促進事業の病児・病後児保育事業実施要件を緩和するとともに、加算分のみ補助金を交付できるよう、補助金交付要綱に位置付ける。	1回目	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課	病児・病後児保育事業（地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業）	B	既存の病児・病後児保育事業において対応可能。	既存の病児・病後児保育事業実施要綱（抜粋） 「病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。」 と記載していることから、病児・病後児の利用がない場合に看護師等が他業務を行うことは可能。		a	本県の要望内容が、現行の制度の中で対応可能であると認められるため		厚生労働省から指定自治体の財政支援要望については、既存の「病児・病後児保育事業実施要綱」による対応が可能との見解が示されており、指定自治体の要望は実現可能となるため協議終了 。	Ⅰ
											2回目											
224	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備（オープンイノベーション拠点機能を強化するためのソフト事業支援及び研究・開発促進のための事業支援）	スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備（オープンイノベーション拠点機能を強化するためのソフト事業支援及び研究・開発促進のための事業支援）	京都府、京都大学等各大学、入居研究機関	経済産業省		新規	オープンイノベーション拠点での研究・開発支援や知財管理支援など、その機能を強化する事業実施のための補助制度の創設（2／3補助） 研究・開発から実用化・産業化の流れを促進するオープンイノベーション拠点での研究開発のための補助制度の創設（2／3補助） 経済産業省でかつて補助制度が創設されていた「明日に架ける橋」のような施設整備にまで活用が可能な制度の創設	1回目	経済産業省産業技術環境局研究開発課 大学連携課		Z		実務者協議を行ったところ、現時点では具体的な研究テーマが定まっておらず、支援対象が不明であった。本事業は、すでに事業を終了していることもあり、自治体にて、引き続き、研究テーマを具体化するとともに、別事業での対応可能性を探索することとなった。		d	・現時点では研究テーマや運営スキーム等について関係機関と調整中であるため、支援いただきたい事業メニューが明らかになり次第、再度の協議をお願いすることとしたい。		現時点の内容では省庁側で検討することが困難であり指定自治体において研究内容等の決定をし、提案を再精査する必要がある。研究内容等が明確となった段階で既存の補助制度も含め再検討の上、相談されたい。	Ⅴ
											2回目											
235	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進（医工連携、産学医連携拡大を促進するための支援）	診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進（医工連携、産学医連携拡大を促進するための支援）	関西国政戦略総合特別区域地域協議会が認定した事業管理機関及び公募により選定した事業者	経済産業省	課題解決型医療機器等開発事業	拡充	「課題解決型医療機器等開発事業」では、国が公募により選定した事業管理支援法人が実施事業の公募・評価等を行っているが、本提案では、平成24年度と同様に、関西国際戦略総合特別区域地域協議会が認定した事業管理機関及び公募により選定した事業者が実施主体となれるよう、制度拡充と優先的な適用措置を求めるもの。	1回目	経済産業省商務情報政策局医療・福祉機器産業室	課題解決型医療機器等開発事業	A	平成26年度概算要求予定	平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		a	本事業の実現に向けて、ご検討よろしくお願いいたします。		経済産業省から、診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進については平成26年度の概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］ 担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］ 対応	理由等	対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］ 内閣府コメント	内閣府整理
281	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	先端・先制医療技術に関する審査・評価プラットフォームの構築	日常動作を支援する福祉用具（ロボットを含む）の安全性・有効性の評価にかかる技術開発・標準化の取り組みに対する補助	先端・先制医療技術に関する審査・評価プラットフォームの構築	厚生労働省		新規	福祉用具に有効かつ適切な利用の促進のために、様々な根拠法による制度の範囲を超越し、用具利用者・適合支援者（医療・介護専門職）・供給者（開発者・供給事業者）がそれぞれの視点を統合した支援体制を構築したうえで、生活場面あるいは人生において安全な用具が活用されるイメージを共有し、双方向から意見を述べ、さらに試用しそのバックアップ体制や人材育成までも包括して行えるシステムの構築を図る。	1回目	厚生労働省老健局振興課	老人保健健康増進等事業	B		提案にある福祉用具の適正な利用促進と医療と介護における情報共有については、昨年度老人保健健康増進等事業を活用し、アンケート調査による実態把握及び適正利用のガイドライン（案）の作成等が行われた。（厚生労働省老健局から神戸市へ補助） 今年度も関連する補助申請がなされているが、第三者の評価の上、その可否は公正に決定される予定である。		c	24年度の厚生労働省老人保健事業推進費等補助金では、専門職が福祉用具を適正に選択できるよう基準や連携のあり方について、委員会を設置して検討した。具体的には市内の介護関係施設・事業者・関係職種などを対象に福祉用具に対する取り組み状況や課題をアンケート調査にて把握し、福祉用具適正ガイドライン（案）を作成した。今後、関係者が現場で活用できる手引書の作成や、開発事業者も含めた連携のありかたについて調査研究予定である。 上記補助金において補助の対象となる事業は、「介護保険制度の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業」となっており、神戸市においては骨粗しょう症による骨折をした方を中心に介護保険制度における貸与用具である「車椅子」「歩行器」「杖」についての調査研究にとどまっている。 　福祉用具の適正供給の実現のためには、この調査研究と平行して、医療・福祉・介護・工学・評価・開発・人材育成まで一貫して実現していくプラットホーム（神戸テクニカルエイド評価情報センター）の構築が不可欠であり、この先駆的な実践拠点であるプラットホームの先駆的な実践拠点をモデル的に構築・運営し、機能させるために、国の新たな財政支援制度が必要である。 　プラットホームの構築が不可欠な理由は、以下のとおりである。 ①福祉用具の適正な利用促進と医療と介護における情報共有については、神戸市が厚生労働省より受託した事業を踏まえ、福祉用具供給に携わる各専門職（医療専門職含む）が評価システムづくりを共働できる場（評価プラットホーム）を創造することが実現への近道となる。この共働の場では、適合→製作→評価→試用→訓練→評価→利用という福祉用具活用までをワンストップで実施できるため、適正福祉用具の有効的・合理的な活用を促進する供給システムが構築できる。 ②福祉用具の有効活用のためには、それを利用する側・供給する側それぞれの意識の向上（利用者側で言えば、生涯学習としての学習機会の獲得・供給側では、利用者へ助言できる知識と技術の獲得）が必要である。共働の場としての「神戸テクニカルエイド評価情報センター」はそうした教育実践の機能も果たす。 さらに、個人情報保護法が障壁となり、福祉用具利用者のデータが関連機関間で共有できない現実があるが、神戸テクニカルエイド評価情報センターで実践する「福祉用具利用サマリー」によるデータの共有は、倫理上問題がない範囲内の活用として、次世代福祉用具開発エビデンスともなり、福祉用具産業振興につながる。 ③加えて、福祉用具の有効活用は医療費の削減に寄与する。 平成22年度1人当たり医療費は65 歳未満が16．9 万円であるのに対し、65 歳以上は70.3万円であり、若年者と高齢者では4倍強の格差が生じている。年齢区分でみると、1人当たり医療費が最も高いのは75 歳以上の後期高齢者で87.9 万円となっており、最も低い15～44 歳の8倍以上になっている（出所：平成22年度国民医療費・厚生労働省）。高齢者は若年者と比較して医療機関を受診する機会が多く、いったん疾病に罹患すると治癒までの期間も長くなりがちなので、自ずと医療費が高くなる傾向にあるが、残存能力を補充し、社会生活を営むことに有効な福祉用具を活用することで、格差縮小に期待が持てる。		厚生労働省から、福祉用具の適正な利用促進と医療と介護における情報共有については既存の老人保健健康増進等事業により実現可能である旨の見解が示されたが、指定自治体の要求する医療・福祉・介護・工学・評価・開発・人材育成まで一貫して実現していくプラットホーム（神戸テクニカルエイド評価情報センター）の構築について実現できない可能性がある。指定自治体は引き続き協議を要望しており、厚生労働省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目			B		老人保健増進等事業提案は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行うものであり、本計画についても、計画の具体的な内容にもよるが、老人保健増進等事業で対応可能であり、同事業を活用し、さらに研究を深めることが考えられる。その事業計画の有効性・妥当性については、第三者の評価の上、その可否は公正に決定されることとなる。		d	一旦協議を終了し、自治体側で引き続き、内容の具体化および26年度以降の再応募を検討するのでその際は再度協議をお願いしたい。		厚生労働省から、福祉用具の適正な利用促進と医療と介護における情報共有については、計画の具体的な内容によるが、既存の老人保健増進等事業で対応可能であるとの見解が示され、これについて指定自治体は内容の具体化を引き続き検討すると回答していることから協議終了。指定自治体は引き続き、内容の具体化及び26年度以降の再応募を検討すること。	Ⅴ
291	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	港湾コストの低減（埠頭会社に対する荷役機械整備に対する支援）	神戸港 ポートアイランド2期　ガントリークレーン2基 六甲アイランド　ガントリークレーン5基 大阪港 夢洲　　ガントリークレーン2基、テナー9基等	神戸港埠頭株式会社 大阪港埠頭株式会社	国土交通省		新規	埠頭株式会社が大型船に対応した高規格コンテナターミナルの荷役機械の整備に当っては、従来の荷役機械よりも高性能となり、整備費が高くなることから、従来の貸付制度では、リース料が高くなり、釜山港等に対抗できないため、補助制度創設（1/2補助）によりリース料を引き下げる。	1回目	国土交通省港湾局計画課	無利子貸付	B		支援の必要性・緊急性等について慎重に検討する必要がある。なお、平成25年度予算においては計上が見送られたところ。		b	・国際コンテナ戦略港湾施策として、物流トータルコストの低減を実現するためには、既存の無利子貸付制度よりも負担軽減効果の高い、新たな補助制度の創設が必要であると考えますので、引き続きご検討頂きますようお願いいたします。		国土交通省から現行制度で実現可能である旨の見解が示されたが、指定自治体は現行の無利子貸付制度よりも負担軽減効果の高い補助を求めている。一方、国土交通省は支援の必要性・緊急性等について慎重に検討する必要があるとしているが、指定自治体に対して検討すべき項目を具体的に提示すること、それに対し、指定自治体は必要事項を検討し、国土交通省とともに概算要求等を含めた対応に向け、引き続き協議を行うこと。	Ⅲ
											2回目			B	-	神戸港、大阪港のガントリークレーン等の整備にあたり、「既存の無利子貸付制度」では支援内容として不十分で新たな補助制度の創設を行うことについて、支援の必要性・緊急性等について慎重に検討する必要があり、検討項目は以下のとおりである。 ○「既存の無利子貸付制度」については、平成23年の港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）改正時において、埠頭群に係る行政財産の貸付を受け、自社の所有する港湾施設も含めそれらの一体的な港湾の運営を担う港湾運営会社制度を創設する際に、当該運営会社が自ら荷役機械等の整備を実施する際に、 ・これらの施設の整備に要する資金が非常に大きいこと ・初期投資のリスク低減等を図る必要性 を踏まえて創設されたものであるが、 ・何故当該制度による支援では不十分であるか。 ・また、同法改正時から如何なる情勢の変化があったのか。 等		c	・荷役機械の整備において、貸付金事業によりその全額を埠頭会社が負担するのであれば、その償還財源をターミナルリース料に転嫁せざるを得なくなり、競争力ある料金設定ができないため、既存の支援制度では不十分と考えます。 ・したがって、さらなるターミナルリース料の低減のため、荷役機械等を国の補助金で整備する新たな制度の創設により、埠頭会社の実質負担額を低減するよう、国の支援をお願いしたい。 ・なお、当該案件については、港湾法改正前から国へ要望してきたところです。		指定自治体は、既存の無利子貸付制度では支援が不十分として、新たな制度創設による支援を引き続き要望しているが、その要望を実現するには、国土交通省から提示された検討項目、特に既存制度による支援では不十分である理由について、指定自治体が定量的なデータを示した上で更なる協議を行う必要があり、これについて今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。	Ⅳ
292	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	国内コンテナ貨物集荷機能の強化（埠頭株式会社が実施するインランドポートの施設整備に対する補助と事業立上り支援）	陸送費 インランドポート整備	民間 埠頭株式会社	国土交通省		新規	阪神港では、日本海側の地方港から釜山港へのフィーダー貨物を阪神港に集荷するため、内陸部の集荷拠点としてインランドポートを設置する計画である。 　インランドポートについては、埠頭株式会社が中心となって整備し、船社などの協力を得て運営する。運営に際しては、利用者（船社ないしは荷主）から使用料金を徴収し、施設整備費用や運営経費などを賄っていく予定である。 　インランドポートの事業化には、埠頭株式会社による施設整備費用など初期投資が大きいほか、事業が成り立つ水準に至るまでの貨物の集荷が課題である。	1回目	国土交通省港湾局計画課	港湾機能高度化施設整備費補助金	Z		インランドポートの施設整備については既存制度で対応可能であるが、現時点において具体的な事業内容や必要性・緊急性等が明らかになっていないことから、引き続き検討を行う必要がある。		b	・具体的な事業内容等については平行して検討してまいりますが、利用者負担の軽減が図られるよう、補助率の見直しについて引き続きご検討頂きますよお願いいたします。		国土交通省から、インランドポートの整備については指定自治体が具体的な事業内容等を再度検討すべきであるとの見解が示され、これについて指定自治体が了解していることから協議終了。指定自治体は事業内容や実施時期について引き続き検討すること。	Ⅴ
											2回目											
419	地域	32	椿による五島列島活性化特区	自生椿林内への作業道・運搬道の整備事業	［目的］作業路の整備 ［対象］市町	五島市 新上五島町	農林水産省	森林環境保全整備事業（環境林整備事業）	拡充	環境林整備事業において、自生椿林内での森林作業道・運搬道の開設・改良についても事業対象とする。 椿が自生している森林は、椿以外の樹木が多く椿の成長が阻害されており、また、所有者については高齢化や地域の過疎化等により自助努力によって適正な整備ができない条件不利地となっている。そこで、市町が関与することにより、自生椿林を活用し、地域活性化に寄与することができる。	1回目	林野庁整備課	森林環境保全整備事業（環境林整備事業）	B		環境林整備事業のうち、公的森林整備においては、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け林野庁長官通知）第1の2の（1）に定めており、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う広葉樹林化等の施業を支援している。具体的には、除伐や間伐、森林作業道の整備を支援しており、椿林も補助対象となりうる。		a	自生椿林内への作業道・運搬道の整備事業は、公的森林整備事業を活用できることで承知した。		農林水産省から、自生椿林内への作業道・運搬道の整備事業への財政支援要望については既存の公的森林整備事業の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議終了。	Ⅰ
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］ 担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］ 対応	理由等	対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］ 内閣府コメント	内閣府整理
420	地域	32	椿による五島列島活性化特区	自生椿林の改良・保全事業	［目的］椿林の改良・保全 ［対象］市町	五島市 新上五島町	農林水産省	森林環境保全整備事業（環境林整備事業）	拡充	環境林整備事業において、自生椿林内での除伐などの整備についても事業対象とする。 椿が自生している森林は、椿以外の樹木が多く椿の成長が阻害されており、また、所有者については高齢化や地域の過疎化等により自助努力によって適正な整備ができない条件不利地となっている。そこで、市町が関与して自生椿林を整備することにより、地域資源である椿実・椿油の増産へ繋がり、椿関連産業、ひいては地域の活性化に寄与することができる。	1回目	林野庁整備課	森林環境保全整備事業（環境林整備事業）	B		環境林整備事業のうち、公的森林整備においては、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け林野庁長官通知）第1の2の（1）に定めており、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う広葉樹林化等の施業を支援している。具体的には、除伐や間伐、森林作業道の整備を支援しており、椿林も補助対象となりうる。		a	自生椿林の改良・保全事業は、公的森林整備事業を活用できることで承知した。		農林水産省から、自生椿林の改良・保全事業への財政支援要望については既存の公的森林整備事業の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議終了。	Ⅰ
											2回目											
421	地域	32	椿による五島列島活性化特区	耕作放棄地への椿苗植栽事業	［目的］耕作放棄地を再生し、営農開始をする経費について農業者等を支援 ［対象］農業者等	農業者、公社等	農林水産省	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	拡充	①農地所有者が椿を植栽する場合に、再生作業として耕作放棄地再生緊急対策交付金の支援対象の取り組みとして追加し、支援額については現行制度と同額をとする。（再生作業：50,000円／10a） ②農地所有者が椿を植栽した場合に、下刈り等管理作業を新たに10aあたり10,000円の支援を行う。（下刈等管理作業：10,000円／10a）	1回目	農林水産省農村振興局農村計画課	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	C		本交付金においては、耕作放棄地の所有者が自ら再生作業を行う場合には、原則として助成対象としていない。これは、農地が耕作放棄地の状態となったのは当該農地の所有者が適切な管理利用を行わなかったためであり、そのような者に対し、耕作放棄地の再生のための助成を行うことは不適当と考えられることによる。ただし、当該耕作放棄地の再生後、経営所得安定対策の産地資金の交付対象作物として県が椿を位置付けた上で、椿を作付けする場合には、農地所有者が行う再生作業も助成対象となる。 なお、農地所有者を含む農業者の組織する団体等が取り組む場合には本交付金を活用して耕作放棄地の再生利用を行うことが可能であり、また、農地所有者が自助努力等により障害物除去等を行った場合には、その後の土づくり等への支援を本交付金を活用して行うことが可能である。		a	経営所得安定対策の産地資金の交付対象作物に「椿」を追加できることが確認できたので承知した。		農林水産省から、耕作放棄地への椿苗植栽事業への財政支援要望については、当該農地の管理を行わなかった所有者に再生のための助成を行うのは不適切であり対応が困難であるとの見解が示され、また、経営所得安定対策の産地資金の交付対象物に「椿」を追加できることが示されたことに対し、指定自治体が了解していることから協議終了。	Ⅰ
											2回目											
424	地域	32	椿による五島列島活性化特区	椿油新商品の開発促進事業 椿関連商品の開発促進事業 （倉庫建設）	［目的］椿油・実の保管倉庫の建設 ［対象者］民間事業者	新上五島町	農林水産省	6次産業化推進整備事業	拡充	6次産業化推進事業は、補助率1/2、実施主体が農林水産業者団体及び食品産業事業者となっている。本事業の実施主体は（財）新上五島町振興公社（以下、振興公社）を想定している。 振興公社は、平成26年4月の一般財団法人化への移行に伴いこれまでの椿油の製造のみの事業から、油の原料である椿実の採集、商品開発、販売など6次産業化を図ることとしており、振興公社を中心に特区事業を進めることとしている。しかし、振興公社及び本町の脆弱な財政状況では既存制度の補助率では保管倉庫の建設が難しい状況である。よって、補助率の嵩上げ（沖縄振興特別措置法並　9.5/10）及び実施主体の要件緩和を求める。	1回目	農林水産省・食料産業局産業連携課	6次産業化推進整備事業	C		6次産業化推進整備事業は、六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者、農業協同組合及びこれらの者と連携して事業に取り組む中小企業者を支援対象とするものであり、本事業の趣旨に鑑みて、実施主体の要件を緩和することはできない。また、他の補助事業との整合性、公費を用いて民間事業者を支援する観点から支援対象者も応分の負担を行う必要があり、補助率の嵩上げもできない。		a	6次産業化推進整備事業において、提案事業について実施主体の要件を緩和及び補助率の嵩上げができないとの回答理由について承知した。 提案事業については、他省の補助メニュー（中小企業庁「新事業活動・農商工連携等促進支援事業補助金」など）を活用することで検討していきたい。		農林水産省から、6次産業化推進整備事業において、椿油新商品の開発促進事業の実施主体の要件緩和については、本事業の趣旨に鑑みて対応が困難であり、補助率の嵩上げについても、他の補助事業との整合性等に鑑みて対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	Ⅴ
											2回目											
460	地域	28	みえライフイノベーション総合特区	みえライフイノベーションヘルスケア産業創出ネットワーク形成事業（統合型医療情報データベース必要事業）	MieLIPセントラル及び地域拠点のコーディネータによって、新医薬品及び新医療機器の開発を促進し、新たな医療・健康・福祉産業を創出・育成	三重大学、鈴鹿医療科学大学、鳥羽市、尾鷲市、多気町、三重県	経済産業省	地域新成長産業創出促進事業費補助金	拡充	地域新成長産業創出促進事業を活用し、県内に研究開発支援を行う7つの拠点（MieLIPセントラル及び6地域拠点）のうち、MieLIPセントラルに医薬品又は医療機器の開発に精通した専任のコーディネーターを配し、統合型医療情報データベースの活用による新医薬品及び新医療機器の研究開発、臨床研究等の支援を行うとともに、新たな産学官民の連携体制の構築支援を行うことによって、県内外の企業や研究機関による研究開発の促進、研究者等の開発力及び技術力の向上に寄与することで地域に新たな産業の創出や活性化を図る。 なお、当該事業の補助額の上限は、「22,100千円」とされているが、これらの事業を行うためにも引き上げをお願いしたい。	1回目	経済産業省地域経済産業G地域新産業戦略室	地域新産業戦略推進事業	A	平成26年度概算要求予定	平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		a	了解する。		経済産業省から、地域新産業戦略推進事業については平成26年度の概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、今後指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											
461	地域	28	みえライフイノベーション総合特区	みえライフイノベーションヘルスケア産業創出ネットワーク形成事業（統合型医療情報データベース不要事業）	MieLIPセントラル及び地域拠点にコーディネータを配置することによって、地域に根差した製品・サービス等の開発を促進し、新たな医療・健康・福祉産業を創出・育成	三重大学、鈴鹿医療科学大学、鳥羽市、尾鷲市、多気町、三重県	経済産業省	地域新成長産業創出促進事業費補助金	拡充	地域新成長産業創出促進事業を活用し、県内に研究開発支援を行う7つの拠点（MieLIPセントラル及び6地域拠点）に専任のコーディネーターを配し、①MieLIPセントラルでは、地域拠点間の調整、統合型医療情報データベースの活用をはじめとする研究開発支援の中心的な役割を担うとともに、全ての拠点の円滑な連携の実現、②MieLIP6地域拠点では、各地域の特色を生かした医療機器、高機能食品、健康サービス等のすでに取り組まれている研究開発を支えるとともに、地域における新たな産学官民の連携体制の構築支援を行うことによって、県内外の企業や研究機関による研究開発を促進し、研究者等の開発力及び技術力の向上に寄与することで地域産業の創出や活性化を図る。 なお、当該事業の補助額の上限は、「22,100千円」とされているが、これらの事業を行うためにも引き上げをお願いしたい。	1回目	経済産業省地域経済産業G地域新産業戦略室	地域新産業戦略推進事業	A	平成26年度概算要求予定	平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		a	了解する。		経済産業省から、地域新産業戦略推進事業については平成26年度の概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、今後指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
487	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	医薬品の研究開発促進（産学官連携の共同研究拠点の形成）	産学官連携の共同研究拠点の形成により，製薬企業における創薬能力を高め，産業競争力の強化を図る	京都大学，製薬企業	文部科学省		新規	科学振興調整費「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」と同様の支援制度の創設または支援再開	1回目	文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課		B		ご要望いただいている件について、大規模な共同研究拠点として、平成25年度に開始した「センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム」という事業があります。本事業は、将来社会のニーズから導き出されるあるべき社会の姿、暮らしのあり方を基に、産学連携による研究開発拠点の構築を目指す事業であるので、本事業の活用についてもご検討いただきたい。		b	協議の際にご教示頂いた「センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム」などの事業を検討することで対応したい。 ただし，既存事業による対応が困難な場合は，改めて相談に応じて頂くなど，引き続き支援に向けた御配慮をお願いしたい。		文部科学省から、自治体の財政支援要望については既存の「センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム」の活用を検討するよう提案があり、指定自治体が了承していることから協議終了。但し、要望が実現できないことが明らかとなり、指定自治体が再協議を希望する場合は文部科学省と改めて協議を行うものとする。	Ⅰ
											2回目											
488	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	医薬品の研究開発促進（ヒューマンティッシュリサーチセンター（仮称）の設立）	患者組織・細胞の集積を目的とした単なる「バイオバンク」ではなく，高い質の試料を確保し，かつ効率的に研究に用いられる体制を整え，解析・診断技術を集積する疾患組織リソース拠点（ヒューマンティッシュリサーチセンター（仮称））の設立	京都大学	文部科学省		新規	関係法令，研究指針の整備とともに，疾患組織リソース拠点を整備するための新たな財政支援制度の創設	1回目	文部科学省研究振興局ライフサイエンス課		Z		ご提案については、要望内容の論点を具体的にする必要があると考えます。		c	生体試料取扱いの整備は科研費申請等の対象となりにくいため、特区事業として行うための財政支援を引き続きお願いしたい。 ① 事業内容としては、きわめて基礎的な研究基盤である生体試料の扱い手順（実務要領、Good Laboratory Practice）文書の作成をめざすものであり、研究成果を報告するものではない。先例として、厚生労働省健康局長健発0114第3号 平成22年1月14日や、今年3月に経済産業省より発表された「再生医療分野　細胞・組織加工品の研究・開発におけるヒト細胞・組織の運搬に関するガイドライン2012」などがある。これに相当するより広い対象の生体試料の扱い手順文書を策定する。 ② 特区事業期間内に適宜成果を公表し、関係学会、一般市民からの意見を伺いながら作成をつづけていくため、研究成果を一定期間終了後に成果報告するものと性質を異にする。 ③ 京都大学での成果を全国展開するための支援（シンポジウム・セミナー開催費用、紹介文書作成費用など）が必要である。 ④ 運営交付金としては、一大学だけでなく、国立医療機関バイオバンクとの連携、企業との産学連携の基盤整備につながるものである点がなじまない。 以上より、生体試料取扱い整備のモデル事業として行うために適切な財政支援をお願いできる制度がない。京都大学での一連の生体試料管理・分析の仕方の検証とそれに基づく生体試料の扱い手順の策定のための財政支援をひきつづきお願いしたい。		文部科学省から、自治体は要望内容の論点を具体的にすべきであるとの見解が示された。一方、自治体から要望内容の論点を具体的にするだけの根拠やデータの資料が提出されず、事業内容や必要性等を示されていないことから一旦協議を終了する。	Ⅳ
											2回目											
490	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	医薬品等の研究開発促進並びに実用化促進（早期・探索的臨床試験拠点医療機関における財政支援拡充）	【目的】早期・探索的臨床試験拠点医療機関における指定疾患領域の拡大に伴う財政支援 【規模】研究費 【内容】疾患領域の緩和に伴い、指定領域以外の疾患領域で実施されるアンメットニーズなシーズについては、その殆どが医師主導型治験で実施されるため、治験薬の製造（GMP対応）や、プロトコール作成等に必要な財政支援を講じる。	大阪大学医学部附属病院	厚生労働省	早期探索的臨床試験拠点整備事業	拡充	大阪大学医学部附属病院は医薬品（脳・心血管分野）の早期・探索的臨床試験拠点に選定（平成23年7月）され、拠点整備費（5億円程度）が配分されている。今般、脳・心血管以外の分野にも対象領域を拡大し、新たな疾患領域における革新的医薬品等の開発促進を図るためには、更なる財政支援の拡充が必要である。	1回目	厚生労働省医政局研究開発振興課	早期・探索的臨床試験拠点整備事業	Z	平成26年度以降	現在、実施している早期・探索的臨床試験拠点整備事業の実施状況を踏まえた上で、今後、新たに拡充しようとしている疾患領域における革新的医薬品等の開発促進並びに実用化までの具体的な計画の内容を精査した上で対応を検討したいと考えている。		a	具体的な計画を提出する段階になれば、提案の実現に向けて協議をお願いしたい。		厚生労働省から、早期・探索的臨床試験拠点整備事業については、新たに拡充しようとしている疾患領域における革新的医薬品等の開発促進並びに実用化までの具体的な計画の内容を精査した上で対応を検討する旨の見解が示され、これについて、具体的な計画を提出する段階まで、協議を再開しないことを指定自治体が了解していることから協議終了。指定自治体は計画について引き続き検討の上、具体化した段階で協議を行うこと。	Ⅴ
											2回目											
491	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	医薬品の研究開発促進（PET薬剤の臨床適用を迅速かつ効率的に実施するための措置）	【目的】国際共同治験実施とドラッグラグ解消を図るため、院内製造PET薬剤の製造を外部にて製造供給する施設を設置する。また、同時に治験新薬の製造も行う。 【対象】医薬・医療機器メーカー 【規模】多施設臨床試験に供する均質なPET薬剤の製造体制の整備等に要する費用 【内容】海外で開発、承認が進んでいるPET製剤等を、医療機関が臨床研究や国際共同治験等を行いたいと思考した際に、Cylcotronを保有し、GMP（治験薬GMP）に適合したPET薬剤製造施設を有する必要がある。こうした条件を満足する施設は稀有な存在であり、本邦におけるPET薬剤の開発、普及を阻害する要因の一つになっている。これらの問題は、PET薬剤の院内製造に関して明確な基準が定められいない事も一因である。そこでJSNM（日本核医学会）が目標としている製造基準を満たすPET薬剤製造施設を設立し、JSNMが目標とする施設基準への適合が困難な施設およびサイクロトロンを保有しない施設への需要に対して、それぞれの施設がPET薬剤の製造を委託できる受け皿を準備し、高度な製造管理、品質管理の下でかかる均一品質のPET薬剤の開発、普及を進めるものであり、こうした機能を整備するためには、当該補助金による支援が不可欠である。	A社	経済産業省	アジア拠点化立地推進事業費補助金	拡充	アジア拠点化立地推進事業費補助金の公募要領上の補助上限額は5億円となっている。また、平成24年経済産業省当該事業の予算額は5億円となっている。このため、既存制度・予算での財政支援は困難であるため、補助上限額の撤廃をした上で支援を求める。	1回目	経済産業省貿易経済協力局貿易振興課	アジア拠点化立地推進事業費補助金	Z		本提案と関連する規制緩和要望が認められ、具体的な投資計画を自治体が提出できるようになった段階で、本要望についても検討したい。		b	H25年度のアジア拠点化立地推進事業費補助金の公募に応募し、採択結果を待っているところ。採択結果如何によっては、特区調整費の活用のため、協議をお願いしたい。		経済産業省から、アジア拠点化立地推進事業については、規制緩和の実現が認められ、具体的な投資計画を提出できれば、検討可能と回答されているところであるが、一旦協議を終了することとする。なお、規制緩和が実現された場合は、双方とも要望の実現に向けて、協議を行うものとする。	Ⅳ
											2回目											
493	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	医薬品の研究開発促進（放射性薬剤Mo99/Tc99の開発及び製造）	【目的】安定的なテクネチウム製剤の供給 【対象】大阪大学 【規模】放射性物質製造設備（加速器ビームライン）、放射性物質（Mo99等）精製設備、放射性医薬品（Tc99等）変換製造設備等に要する費用 【内容】核医学診断で利用件数が最も多いテクネチウム製剤（放射性薬品）の原料である放射性同位元素モリブデン-99（以下「Mo-99 」）について、我が国は100% を輸入に依存していることから、加速器によるMo-99の製造技術を開発し、安定的なテクネチウム製剤の供給を行う。このことは原子力委員会が取りまとめた「Mo-99／Tc-99mの安定供給のための官民検討会のアクションプラン（H23.7）」においても示されている。	大阪大学、医薬品メーカー等	文部科学省	大学発新産業創出拠点プロジェクト補助事業	拡充	「大学発新産業創出拠点プロジェクト補助事業」では、あらかじめ事業プロモーターが指定されており、1事業プロモーターあたり4～5プロジェクトのマネジメントが想定されている。1事業プロモーターあたりのプロジェクト支援経費の配分総額は1億5千万円程度とされており、本事業の実施に必要な経費が確保されない可能性があることから、事業規模の拡大が必要である。	1回目	文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課	大学発新産業創出拠点プロジェクト補助事業	B		「大学発新産業創出拠点プロジェクト補助事業」では、1事業プロモーターあたりのプロジェクト支援経費の配分総額は1億5千万円程度とされているが、事業プロモーターのパフォーマンスによって柔軟に予算配分することができ、1事業プロモーターあたりの事業規模の拡大が可能である。		b	「大学発新産業創出拠点プロジェクト（プロジェクト支援型）」に応募する予定。採択結果如何によっては、特区調整費活用のため、協議をお願いしたい。		文部科学省から、医薬品の研究開発促進（放射性薬剤Mo99/Tc99の開発及び製造）については、既存の「大学発新産業創出拠点プロジェクト（プロジェクト支援型）」の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となるため協議終了。但し、要望が実現できないことが明らかになり、指定自治体が再協議を希望する場合は文部科学省と改めて協議を行うものとする。	Ⅰ
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］ 担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］ 対応	理由等	対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］ 内閣府コメント	内閣府整理
494	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	先端医療技術（再生医療・細胞治療等）の早期実用化（ｉPS細胞を用いた角膜再生）	【規模】再生医療技術の開発費 【内容】ｉPS細胞から角膜上皮及び角膜内皮細胞を誘導し、角膜細胞シートを作成するとともに、その効果と安全性を臨床研究により検証する。	大阪大学	厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金	拡充	厚生労働科学研究費補助金（先端的基盤開発研究事業の再生医療実用化研究）の支援スキームについて、基礎的研究から非臨床試験段階を含めたｉPS細胞の再生医療技術研究についても対象とする制度に拡充する。	1回目	厚生労働省医政局研究開発振興課	厚生労働科学研究費補助金	B	本年6月18日まで公募	本年度の厚労科研2次募集で本課題について公募を行うことを伝えた。		b	H25年度の厚生労働科学研究費2次募集に応募し、採択結果を待っているところ。採択結果如何によっては、特区調整費の活用のため、協議をお願いしたい。		厚生労働省から、先端医療技術（再生医療・細胞治療等）の早期実用化（ｉPS細胞を用いた角膜再生）については、既存の「厚生労働科学研究費2次募集」の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となるため協議終了。但し、要望が実現できないことが明らかになり、指定自治体が再協議を希望する場合は厚生労働省と改めて協議を行うものとする。	Ⅰ
											2回目											
495	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	【規模】再生医療技術の開発費 【内容】 ｉPS細胞を用いて心筋細胞シートを作製し、前臨床試験（動物実験による安全性、有効性の検証等）を進め、早期に臨床試験を開始して、iPSを用いた心筋再生治療法の確立を目指す。	【規模】再生医療技術の開発費 【内容】 ｉPS細胞を用いて心筋細胞シートを作製し、前臨床試験（動物実験による安全性、有効性の検証等）を進め、早期に臨床試験を開始して、iPSを用いた心筋再生治療法の確立を目指す。	大阪大学	厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金	拡充	厚生労働科学研究費補助金（先端的基盤開発研究事業の再生医療実用化研究）の支援スキームについて、基礎的研究から非臨床試験段階を含めたｉPS細胞の再生医療技術研究についても対象とする制度に拡充する。	1回目	厚生労働省医政局研究開発振興課	厚生労働科学研究費補助金	B	本年度指定型研究として実施予定	本年度より指定型研究として「「iPS細胞を利用した創薬研究支援事業」を活用した研究」を実施することを伝えた。		b	「「iPS細胞を利用した創薬研究支援事業」を活用した研究」に応募する予定。採択結果如何によっては、特区調整費活用のため、協議をお願いしたい。		厚生労働省から、iPSを用いた心筋再生治療法の確立については、既存の「iPS細胞を利用した創薬研究支援事業」の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となるため協議終了。但し、要望が実現できないことが明らかになり、指定自治体が再協議を希望する場合は厚生労働省と改めて協議を行うものとする。	Ⅰ
											2回目											
498	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	医薬品の研究開発促進 （アカデミア発創薬（低分子医薬品）の促進（研究開発費）	【目的】難病の低分子治療薬の促進、創薬研究機器の学内外利用 【対象】大阪大学、大阪府立大学、神戸大学、大阪市立大学、研究成果活用型ベンチャー 【規模】実用化のための研究開発費（アッセイ系開発、スクリーニング、ヒット評価、リードジェネレーション） 【内容】アカデミア発の創薬シーズを製薬企業が関心を示すレベルにまでアップさせるためには、創薬ターゲットとなる物質（新薬候補化合物）の安全性や禁忌構造式の排除などを多面的に評価し、新薬候補化合物として相応しい骨格を見出す必要がある。こうした評価を経てはじめて動物モデル実験での治療効果（POC）が確かめられ、Industry Seedsのレベルを担保することができる。関西の最新の基礎研究成果を革新的医薬品に結び付けていくためには、これらの機能を充実させ、新薬候補化合物を確保するための支援措置を講じることが不可欠である	大阪大学等	文部科学省	創薬等支援技術基盤プラットフォーム事業	拡充	大阪大学では、すでに文部科学省「創薬等支援技術基盤プラットフォーム事業（制御拠点のライブラリー・スクリーニング領域）」の分担機関として採択され、人材雇用経費等に充当しているが、本格的な創薬研究を推進するためには研究開発費、並びに機器保守費用が必要である。 本補助金の代表機関は東京大学となっており、公募要領上、研究開発費については、代表機関のみに配分されている。	1回目	文部科学省研究振興局ライフサイエンス課	創薬等支援技術基盤プラットフォーム事業	C		創薬等支援技術基盤プラットフォーム事業の実施機関は平成24年度の事業開始時に公平、公正な選考を実施して既に決定しており、追加公募の予定は無い。実施主体のうち、大阪大学については既に「創薬等支援技術基盤プラットフォーム」に東京大学を代表機関とする課題の分担機関として参画しているが、課題内の予算配分を代表機関や他の分担機関と検討すべき。		a			文部科学省から、創薬等支援技術基盤プラットフォーム事業について東京大学を代表機関とする課題の分担機関として参画しているが、課題内の予算配分を代表機関や他の分担機関と検討していることから協議終了。	V
											2回目											
501	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	医療機器・新エネルギー分野等でのものづくり中小企業の参入促進 （ベンチャー支援フォトニクスオープンファブセンター機能の整備）	【目的】学内・ものづくり中小企業・ベンチャー等が共同で利用できる、フォトニクス技術を用いた先端医療機器等の研究開発・試作機器を整備し、新規参入を支援する。 【対象】大阪大学（光エコライフ技術開発拠点） 【規模】フォトニクス技術を用いた先端医療機器等の研究開発・試作機器整備費用 【内容】フォトニクス技術を用いた先端医療機器等の開発への、ものづくり中小企業等の参入を促進するため、共同で利用できる研究開発・試作機器（蒸着装置、微細加工装置など）を備えたフォトニクスオープンファブセンター機能を整備する。この「光エコライフ」（フォトニクス）オープンファブセンター機能の整備により、世界唯一の「光エコライフクラスター・関西（フォトニクスヒルズ）」としての集積をさらに促進する。	大阪大学等	経済産業省	イノベーション拠点立地推進事業	拡充	経済産業省の「イノベーション拠点立地推進事業（先端技術実証・評価設備整備等事業（企業等の実証・評価設備等の整備事業）」では、企業、大学等が、実証・評価等を行う際に必要となる工作機械や測定装置等の設備導入に加え、目的達成のために必要最低限の施設整備、当該施設等の整備を行うに当たって必要となる調査設計等の事業を対象としている。ここでいう「必要最低限」な場合とは、例えば、厳格な取り扱いが求められる放射性物質の実証評価を行うのに必要最低限な施設整備など、非常に限定的な運用が行われている。フォトニクスファブセンターの整備にあたっては、先端医療機器等の実証・評価等に必要となる設備と、共通基盤的に行う実証・評価等に必要となる機器類を整備し、プロトタイプ試作、製品を想定した性能、耐久性、信頼性などのテスト・評価を実施しようとするもの。しかしながら、前述のような補助制度の限定的な運用のものでは対象になりえず、事業の円滑な実施に支障が生じてしまうことから、総合特区推進調整費による支援措置を要望するものである。	1回目	経済産業省産業技術環境局研究開発課	イノベーション拠点立地推進事業	Z		実務者協議を行ったところ、現時点では事業内容は決まっておらず、加えて、本事業の支援対象外である、研究所の設立費用を求めたいとのことであった。本事業はすでに事業を終了していることもあり、自治体にて、引き続き、事業内容を具体化するとともに、別事業での対応可能性を探索することとなった。		a	別の補助事業での対応可能性や事業内容のさらなる具体化等、今後引き続き検討していきたい。		経済産業省から、対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が引き続き検討することで了解しているため、いったん協議を終了するが、指定自治体が、引き続き検討した結果、提案できるようになった段階で、協議を行うものとする。	V
											2回目											
518	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備 （研究・開発促進のための事業支援）	旧「私のしごと館」を活用したオープンイノベーション拠点において、民間企業・大学・研究機関等による研究・開発、技術実証等を実施	京都府、京都大学等各大学、入居研究機関	文部科学省	新「明日にかける橋」	拡充	研究・開発から実用化・産業化の流れを促進するオープンイノベーション拠点での研究・開発について、補助対象として拡充（2／3補助） 研究・開発に不可欠な施設整備費にも活用が可能となるよう、補助対象を拡充（2／3補助）	1回目	文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課		Z		ご提案については、要望内容の論点を具体的にする必要があると考えます。		d	・現時点では研究テーマや運営スキーム等について関係機関と調整中であるため、支援いただきたい事業メニューが明らかになり次第、再度の協議をお願いすることとしたい。		現時点の内容では省庁側で検討することが困難であり　指定自治体において研究内容等の決定をし、提案を再精査する必要がある。研究内容等が明確となった段階で既存の補助制度も含め再検討の上、相談されたい。	V
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］ 担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］ 対応	理由等	対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］ 内閣府コメント	内閣府整理
524	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	事業性を確保した運用によるスマートコミュニティのビジネスモデル構築	集約型エリアエネルギーマネジメントを行う管理拠点を中心に、都市の構成要素を適正に配置し、電気・熱・水・情報等のさまざまなインフラの全体最適化を図る。これにより地域内で省エネ・省コストを実現するとともに、需要家に対する利益、及び管理者に対する利益を同時に確保するビジネスモデルを構築し、持続的な事業性のあるコミュニティを設立する。 本区域は（株）東芝旧大阪工場跡地であり、現在約18万㎡という範囲がグリーンフィールド（更地）の状態となっている。このため、既存のインフラや施設に制約されずに最適なスマートコミュニティを構築することができる。将来的には、インフラを含めた都市丸ごと技術移転可能な都市モデルの標準パッケージとして売り込みを行う。	東芝	経済産業省	再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金	拡充	H25年度概算要求において、新エネルギー・再生可能エネルギーの促進に関する措置が講じられており、先進的な再生可能エネルギー熱利用設備等の実証事業に対して、その事業費の一部を補助する「再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金」がある。本事業については実証ではなく実ビジネスの構築を目指しており、補助金適用範囲として実ビジネスへの拡充と、併せて実証ではなく実ビジネス成立に向けて補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）、H26年度の補助金継続を要望する。	1回目	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部制度審議室	再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金	A	平成26年度概算要求予定	平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		b	平成26年度も補助金が継続されるよう検討をお願いするとともに、本提案については実証ではなく実ビジネスの構築を目指しており、補助金適用範囲として実ビジネスへの拡充と併せて補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）、H26年度の補助金継続を要望する。		経済産業省から、再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業については平成26年度の概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、補助率の嵩上げも含めて、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											
528	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	国内コンテナ貨物の集荷機能の強化	内航フィーダー船の事業立ち上がり支援制度の創設により、民間事業者の初期投資の軽減を図る。 ■内航フィーダー船建造 3,000GT級　12隻 749GT級　3隻 499GT級　4隻	内航フィーダー協議会神戸市or国土交通省	国土交通省		新規	地方港と阪神港間の内航フィーダー輸送において、釜山港へのフィーダー輸送に対し競争力のある輸送コストを実現するためには、内航フィーダー船の大型化によりスケールメリットを生み出すことが必要である。すでに共有建造支援制度があるものの、国際競争力のある内航フィーダー網を構築するためには、さらなる内航フィーダー船の大型化を進める環境整備が必要である。 民間事業者による大型船の建造や買取には大規模な投資が必要になるが、競争力のある輸送コストを実現するため、大型船建造・買取費用に対する補助制度の創設や、事業立ち上がり支援など民間事業者の初期投資の軽減を行う必要がある	1回目	（1回目） 国土交通省 海事局総務課 内航課 （2回目） 国土交通省 海事局総務課 内航課 船舶産業課	（買換特例制度）租税特別措置法第37条第37条4 第65条の7～9 第68条の78～80（船舶特別償却制度）租税特別措置法第11条　第43条第68条の16	B		共有建造支援制度は、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が事業者と費用を分担して船舶を建造し、それを当該事業者に使用させ、最終的に当該事業者に譲渡する制度であり、船舶建造の多額の初期投資に対して効果的な支援制度である。 金利については、事業者の財務内容・与信力・借入条件等により市中金融機関の対応も異なるため、一概には断定できない。また造船所については、その経営状況にもよるが、銀行保証を受けることができない造船所は限られている。 船舶の特別償却（中小企業投資促進税制を含む。）については、新規に運航を開始する場合も含め、船舶の取得に際しては資金の借入れが行われるのが通例であり、特別償却を行うことによって、減税額相当分の手元資金確保が可能となり、資金繰りが容易になる等、初期投資負担の軽減につながるといった効果が得られる。 また、買換特例制度については、新規に運航する場合は活用できないものの、船舶の買換に際して譲渡益の圧縮記帳を行うことによって、減税額分の手元資金確保が可能となるため、特別償却と同様に初期投資負担の軽減につながるといった効果が得られる。 これらの租税特別措置は、平成２０～２３年度に建造された内航貨物船の約6割で利用されており、また、当該租税特別措置は関係業界からの強い要望に基づいており、効果的な支援制度であると考えている。		c	・既存事業のうち、共有建造支援制度については、発注時の事業者負担の一部軽減や資金調達面等でメリットが認められるもの。共有期間中の使用料負担（機構が分担した建造費用の弁済）や、共有期間満了後の機構持分の買い取りなどが発生するため、建造費に対する補助制度に比べると、実質的な負担が軽減されません。 ・また、買換特例制度、特別償却制度については、短期的に課税の繰り延べや、早期費用化による税制面でのメリットが期待できるものの、いずれも大型船舶に係る建造費の実質負担が軽減するものではありません。 ・つまり、これらの既存制度では、船舶大型化のための建造費が利用者のコスト負担に転嫁されることとなるため、国際コンテナ戦略港湾「阪神港」が目指す内航フィーダーの輸送コスト削減が実現できません。 ・したがって、現在でも釜山港等と比較して相対的に高コストである内航フィーダー輸送に対して、利用者のコスト負担を軽減する新たな建造費補助の制度創設が必要であります。 ・なお、仮に4,000DWT型の新造船（約15億円/隻）を建造する場合、補助制度（補助率1/2）が創設されれば、企業は7.5億円（利息を合わせればそれ以上）の負担軽減となり、輸送コスト低減に大きく貢献することができます。さらに、特別償却制度など既存制度を活用することで、事業者負担がさらに軽減され、ひいては、産業の国際競争力の強化につながるものと期待できます。		国土交通省から現行制度で実現可能である旨の見解が示されたが、指定自治体からは現行制度は建造費の補助ではないため、実質的な負担軽減ではなく、利用者のコスト負担軽減にならないとの回答があった。指定自治体は、事業の必要性や効果を、現行制度と比べどの程度効果的なのか定量的に示しつつ、国土交通省は、指定自治体より提示された回答に対してその内容を精査し、国土交通省において対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目			B	－	提案者の主張する、特定地域に限定した船舶の建造費を対象とする補助金の支出は、WTOの補助金規定(原則として、交付対象が指定地域内にある特定企業に限定されている等の特定性を有する交付はできない)に抵触すると考えられ、そのような制度の創設は極めて困難である。既存の制度のご活用をご検討頂きたい。		c	・「WTOの補助金規定（交付対象が指定地域内にある特定企業に限定されている等の特定性を有する交付はできない）に抵触する」とありますが、すでに国土交通省がこれまで「国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業」として民間事業者に支援していますので、この事業と同等の事業目的で使用する船舶の建造費であれば、補助金規定には抵触しないと考えます。		国土交通省から現行制度で実現可能である旨の見解が示されたが、指定自治体は更なる支援を求めている。指定自治体の要望を実現するには、事業の必要性や効果を自治体が定量的に示すことに加え、WTOの補助金規程に抵触する可能性について更なる議論を行う必要があるが、これについて今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。	Ⅳ
534	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	地域資源を活用した審査体制・治験環境の充実 （治験センター機能の創設）	早期・探索的臨床試験拠点等で評価・検証された創薬等の早期実用化に向け、地域施設間の治験ネットワークを構築する。 【対象】国立病院機構大阪医療センター（旗艦医療機関で事務局も担当。） 【規模】地域施設間の治験ネットワークは、大阪府域の関西医科大学、大阪医科大学、近畿大学、大阪市立総合医療センター等、基幹的医療機関13施設が参加。	国立病院機構大阪医療センター	厚生労働省	治験基盤整備事業	拡充	革新的な医薬品や医療機器、医療技術のイノベーションを推進するためには、開発段階の臨床研究のみならず、治験第Ⅱ相から市販後のエビデンスの創出や適応拡大、医療機器の改良のほか、手術や放射線療法等を含めた医療技術の向上のための臨床研究等についても、同様に推進することが必要であるが、治験基盤整備事業は、臨床研究や第Ⅱ相までの比較的早期の治験のみが対象となっていて後期の治験が対象となっていない。	1回目	厚生労働省医政局研究開発振興課	臨床研究中核病院整備事業	Z	平成26年度以降	早期・探索的臨床試験拠点等で評価された創薬シーズ等の早期実用化に向け、地域施設間の治験ネットワークを構築することを目的とした当該事業の具体的計画を精査し、実行性を考慮した上で、対応を検討したいと考えている。		d	本事業については、治験ネットワーク構成機関による共同IRBの設置について合意が得られ、H26年度からではなくH25年度からの対応を要望するものであり、そのための対面協議を至急お願いしたいと考えている。		厚生労働省から、臨床研究中核病院整備事業については、地域施設間の治験ネットワークを構築することを目的とした当該事業の具体的計画を精査し、実行性を考慮した上で、対応を検討したいとの見解が示されたが、今後の協議において指定自治体より提示される回答に対して、その内容を精査し、厚生労働省において対応の可否や条件（事業の実施時期など）・代替案について検討し、双方とも要望の実現に向けて、協議を継続して行うこと。	Ⅳ
											2回目			A	平成25年度～26年度	より良い治験実施体制を整備するためには、治験事務手続きの一元化や症例集積性の向上を含め、治験ネットワークの活用が必要である。この点においては具体的な計画が提示されており、実現が可能と考えられる。調整費を平成25年度から受けたいとの要望については、対応方法も含め、引き続き検討していきたい。		b	○地域治験ネットワークの早期構築に向けた合意については、参画の１４医療機関の治験実務担当者のあいだで本年6月3日に得られていた。さらに7月26日に参画の医療機関の病院長会議を開催し、地域治験ネットワークの早期構築に向けた合意を確認できたところ。 ○特区調整費を平成２５年度から受けられるよう、是非検討をお願いしたい。		厚生労働省から、指定自治体が提案する「地域資源を活用した審査体制・治験環境の整備」については、特区調整費の活用も検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了。厚生労働省は、特区調整費の活用を含めた財政支援について、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。但し、要望が実現できないことが明らかとなり、指定自治体が再協議を希望する場合は厚生労働省と改めて協議を行うものとする。	Ⅱ
542	国際	2	つくば国際戦略総合特区	藻類バイオマスエネルギーの実用化	○藻類バイオマスの大量生産技術の確立 ・H24年度からは、つくば市内の耕作放棄地2haにおいて、藻類バイオマスの屋外培養の研究開発に着手し、2015(H27)年度までに年間14tの藻類産生オイルの生産を通じて、大規模実証に必要な技術的課題の解決を目指す。 ・2015年度(H27年度)以降は、県内及び被災自治体の耕作放棄地等を活用して大規模実証を通じて化石燃料のコストに見合う生産技術を確立し、実用化の目安となる年間1.4万tの藻類産生炭化水素の生産を目指す。	筑波大学、つくば市、産総研、農研機構、JFEエンジニアリングやDIC、デンソー等の藻類産業創成コンソーシアム構成企業　等	農林水産省	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 （発展融合ステージ）	拡充	今回、拡充を求める国の制度は、研究費の上限が5000万／年とされているが、平成25年度の所要額9350千円まで拡充を求めるものである。	1回目	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（研究人材交流型）	A		26年度以降の研究推進事業については、他地域からの要望も勘案した上で、研究費の上限額も含めて、制度設計を検討していく考え。 なお、本年度については、既に研究費の上限が決まっており、年度途中でこれを変更することは出来ない。		d	平成26年度以降の制度設計を検討いただくことについては了解。 平成25年度については、対応方針の検討をしていただく中で引き続き協議をしていきたい。		農林水産省から、当該事業の研究費の上限額の引上げについて、平成26年度の概算要求等に向けて検討する旨の見解が示されたことから協議終了。 農林水産省は、概算要求等に向け、指定自治体等と適宜情報交換等を行い対応すること。 指定自治体は事業実施にかかる不足分について、他の手段を含め、最大限の支援を受けられるよう取り組んでいくこと。	Ⅱ
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
557	地域	7	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	柏の葉スマートシティにおけるエネルギー・健康・行政・防災の共通統合プラットフォームを活用した創造的新サービス実証	平成25年度では、平成24年度に構築したICTプラットフォーム(*1)を拡充し、プラットフォームを活用した創造的新サービス(*2)の実証を行う。 注釈（*1）ICTプラットフォーム 複数のインフラ（データサーバ、情報発信端末）をICT技術によりシームレスにつなげ、サービスやアプリケーションを提供し易くする共通の情報連携基盤のこと。本事業においては、複数の民間のクラウド型サーバと連携する共通ID利用の住民向けポータル、ucode（ICタグ）やサイネージ等の行政・防災・地域情報の発信端末が連携するシステムを指す。このICTプラットフォームにより、住民はポータルに共通ID でログインし、エネルギーや個人健康データの見える化サービスや、行政・地域の発信情報サービスを受け易くなる。また、非常時には情報発信システムが防災情報に自動的に切り替わるなどの災害に強い地域づくりを支える仕組みにもなっている。（*2）創造的新サービス 蓄積ビッグデータの利活用により創出される新サービスのこと。具体的には以下を想定。・地域で使える ポイントやクーポン（インセンティブシステム）とエネルギー・健康の見える化が連携した住民の行動支援促進サービス・行政の地域健康づくり支援と健康見える化や、食事データ管理が連携した、より高度な健康増進支援サービス ・住民向けポータル と連携し、共通IDで利用できる公共施設予約サービス ・ucode（ICタグ）とリストバンド型活動量計が連携した非常時の安否確認サービス ・デジタルサイネージとucode（ICタグ）とポイントシステムが連携した健康増進支援サービス（ランニングコース案内とインセンティブ付与）	千葉県柏市，イーソリューションズ株式会社，エーイーエムシージャパン株式会社，株式会社国際情報ネット，ストリートメディア株式会社日本ヒューレット・パッカード株式会社，三井不動産株式会社，株式会社メディシンク，ユーシーテクノロジ株式会社	総務省	ICT街づくり推進事業	拡充	・平成25年度の総務省予算(案　H25年1月)において、「ICTを活用した新たな街づくりの総合的推進」に対して11億円の要求がなされている。具体的な関係事業としてICT街づくり推進事業は平成24年度先行モデル都市として5ヵ所（柏市含む）からはじまり，平成25年度には10箇所程度まで拡大が予定されており，1件毎の委託事業規模は0.5～2億円程度と想定される。 ・先行モデル都市として柏市で計画中の本事業において，①「共通IDによる様々なデータ・サービスの連携（個人向けポータルサイト）」，②「健康の見える化事業（リストバンド型健康モニタリングシステム）」，③「行政・防災・地域情報の提供（デジタルサイネージ，ICタグより発信）」を行っている。同事業の拡充として平成25年度より，①に対しては「地域活動のインセンティブシステムとの連携」，「行政サービス（公共施設予約、メール配信サービス）との連携」，②に対しては「食事データ管理機能追加」，「行政の健康支援活動との連携」，③に対しては「デジタルサイネージ，ucodeタグ管理の拡大整備」，「行政のGISデータ（ハザードマップ）との連携」を行った上で、住民実証サービス内容の拡大を図ることとしたい。平成26年度からのこれらの先進的且つ創造的新サービスの実用化，事業化に向けて十分な検証規模/期間での実証を予定しており，総事業費としては約6億円となる。 ・先進的且つ創造的新サービスためのシステム拡充，実証を進めていくためには、上記の想定される委託事業規模（平成25年度総務省当初予算案）にかかわらず、平成25年度　総務省ICT街づくり推進事業の委託事業の上限額（1.5億円）を撤廃し拡充支援が必要である。	1回目	総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課	ICT街づくり推進事業	C		ICTを活用した街づくりの推進に係る総務省の平成25年度予算額は約１１億円だが、他の事業への予算配分も行うことが必要であるため、柏市の事業だけに6億円を配分することは予算的に不可能。		b	省庁側での現状については十分理解できるが，事業の進捗には一定の補助が必要であり，今後事業進捗のための補助については，別の手立て（総合特区調整費等）の利用について特段の配慮願いたい。		総務省からICT街づくり推進事業の限度額の拡充について、予算配分の関係で、対応できないとの見解が示されたことから、今後は要望内容の実現に向け、指定自治体は総務省に対して対応方針を求める再検討を行うものとする。	Ⅴ
											2回目											
558	地域	28	みえライフイノベーション総合特区	みえライフイノベーション研究開発推進事業（個別化医療支援医薬品開発事業）	統合型医療情報データベースの遺伝子データを活用し、個別化医療を実現する体外診断薬と医薬品の一体的な開発	三重大学、(株)理研ジェネシス、凸版印刷(株)、(株)スタージェン、シスメックス(株)、富士通(株)、日本PGxﾃﾞｰﾀｻｲｴﾝｽｺﾝｿｰｼｱﾑ、尾鷲市	厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金（創薬基盤推進研究事業）	拡充	厚生労働省科学研究費補助金（創薬基盤推進研究事業）の対象に、統合型医療データベースを基盤として、人口2万人規模の医療圏（高齢化率36%）であり、人口流動の少ない地域における遺伝子データを用いた個別化薬物療法の実用化実証事業を実施し、事業展開を通して得られた成果から、ゲノム情報に基づく臨床試験対象者の絞り込み、効果や副作用の予測マーカー（体外診断薬）の開発とこれらのマーカー情報を活用した医薬品の開発へと発展させることによって、個別化医療の実現とコンパニオン診断薬の開発による国民の健康福祉の向上のみならず産業振興を図る。 なお、当該研究分野は、平成24年度の先端的基盤開発研究事業（創薬基盤推進研究事業）において、「創薬バイオマーカー探索研究」として公募されていたものの、平成25年度の一次募集では省かれているが、個別化医療はがん治療以外で実現されておらず、個別化医療の実現は国民の健康福祉の向上の観点からも継続して行われるべきものであることから、関連する研究課題の追加を要望する。 また、平成24年度の公募では、1課題当たりの額を「20,000～30,000千円（1年当たり）」としているが、上記の実証事業等を行うためには「100,000千円」までの引き上げをお願いしたい。	1回目	厚生労働省医政局研究開発振興課	厚生労働科学研究費補助金	B	未定	自治体からの提案のうち、「個別化医療に資する医薬品開発研究」については、平成25年度厚生労働科学研究費補助金二次公募にて公募を実施すること、また、当該公募に応募頂ければ、厳正な審査の上、採択の可否を決定したいと考えていることを対面協議で説明した（自治体も納得済み）。		a	了解する。		厚生労働省から、個別化医療支援医薬品開発事業の財政支援要望については、今後公募が行われる厚生労働科学研究費補助金二次公募に指定自治体が応募することにより、対応可能との見解が示され、自治体も了解したため協議終了。	Ⅰ
											2回目											
559	地域	28	みえライフイノベーション総合特区	企業立地促進法における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の特例	MieLIPセントラル及び地域拠点を活用した製品・サービス等の開発に参画する企業、研究機関等の県内への立地及び県内事業者の新たな開発への取組みを促進	県内市町	総務省	地方交付税（普通交付税）	拡充	企業立地促進法における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置として、三重県が画期的な製品・サービス等の開発拠点となるためには、県内各地域で取り組まれている数多くの研究・技術開発のプロジェクトにおいて、研究開発支援プラットホーム（MieLIPセントラル及び地域拠点）が提供する研究環境及び研究活動支援サービスが活用され、それらが結実することで有用性を実証することが必要である。また、先駆的な統合型医療情報データベースによる情報資産の存在によって、研究開発投資を呼び込むことで新たな産業創出や活性化を図る必要がある。これらを実現するためには、県内にとどまらず国内外のさまざまな企業、研究機関等の参画が不可欠であり、これらの県内への立地等を推進する自治体へインセンティブを付与し、特区内における製品・サービス等の開発をさらに加速させるため、総務省令で定める減収補てんの適用を受ける市町村の財政力指数を「0.67未満」から「0.8未満」への引き上げをお願いしたい。	1回目	総務省自治財政局交付税課	企業立地促進法における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置	C		総合特区制度においては、地方の責任ある関与を求める観点から、地方税の減免については自治体自らの判断により行うものとし、法律に基づく減免措置や自治体独自の減免に対する地方交付税の減収補填制度が設けられていないものと承知している。 このため、総合特区に限って減収補填措置の特例を設けるとの提案は、総合特区に対する支援策として適当でないものと考える。		a	総合特区制度に基づく地方交付税の減収補填制度の拡充が困難であることは了解する。 企業等からは総合特区への新たな投資に対する税軽減制度が求められていることから、少なくとも国際戦略総合特区並みの税制上の措置が適用されるよう今後要望を行っていく。		総務省から、企業立地促進法における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置については総合特区制度に基づく地方交付税の減収補填制度の拡充が困難であることから対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	Ⅴ
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
560	地域	6	次世代自動車・スマートエネルギー特区	EV等生活向上実証事業	EV等を活用したパーク＆ライドやカーシェアリングの取り組みに、子育て支援、買い物支援等のICTを活用した支援サービスを連携させることで、子育て支援と交通低炭素化のための社会システムの検証と新たなビジネスモデルを構築を目指す	さいたま市	総務省	ICT街づくり推進事業	拡充	現行の実施要領は、国が民間企業から出された提案を指定することにより、提案者である民間企業に対して国から必要な事業を委託することとなっているが、地域で事業を行う民間企業を統合・調整する地元の自治体から事業を提案することを可能としていただきたい。 併せて、指定を受けた自治体から地域で事業を行う民間企業に委託もしくは支援することを可能としていただく、若しくは、自治体が企業と話を取りまとめて提案・指定を受けた上で、参画企業各社がこれに基づく補助申請を行う方式を考えられたい。（参考：国土交通省：地域交通グリーン化事業）	1回目	総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課	ICT街づくり推進事業	B		平成２４年度補正予算ICT街づくり推進事業では、地方公共団体が代表提案主体となることを必須要件としており、また、同事業では、委託を受けた自治体が総務省の認める範囲で再委託を行うことが可能であることから、要望内容は既存制度において実現されている。		a	貴省が実施する「ICT街づくり推進事業」に関する情報を継続的にご提供いただくとともに、提案事項の実現に向けて、引き続きご助言いただきたい。		総務省から、さいたま市の財政支援要望については、既存のICT街づくり推進事業において対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能なため協議終了。	Ⅰ
											2回目											
568	国際	4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	「アミノインデックス技術」に基づく検体情報収集とデータ解析事業	個別化・予防医療を目的とした特区構想の一つの核として、神奈川県のフィールドを全面的に活用し、アミノインデックス®がんリスクスクリーニング（AICS）結果及び診療データを基に、AICSの有効性（精度・発見率）を評価する「血中アミノ酸プロファイルを用いた革新的ながんスクリーニング法の有効性評価に関する研究（AICSフォローアップ研究）」を実施する。	横浜市立大学	厚生労働省	厚生労働科研費補助金研究事業（第３次対がん総合戦略研究事業・革新的な診断技術の開発に関する研究）	拡充	1課題の1年当たりの研究費（10百万円から20百万円）の引き上げ （「平成25年度厚生労働科学研究費補助金公募要項」50ページ、「5（1）②革新的な診断技術の開発に関する研究（研究分野4）（25090201）の「研究費の規模」に記載がある金額の引き上げ。）	1回目	健康局がん対策・健康増進課	厚生労働科研費補助金研究事業（第３次対がん総合戦略研究事業・革新的な診断技術の開発に関する研究、若しくは難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業）	C	－	応募された研究課題については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年11月11日科発1111第2号大臣官房厚生科学科長通知）に基づき、外部の専門家で構成する評価委員会において、あらかじめ公表された評価方法により、客観的かつ学術的な審査を行い、採択の可否等を決定している。本研究課題については既に公募申請され、評価委員会における審査の結果、不採択となった。次回の公募研究課題は未定であるが、例年、前年度11月頃に厚生労働省ホームページに掲載されるので確認の上、応募いただきたい。 なお、評価委員会の審査を経て採択された研究課題については、総合特区推進調整費を活用した支援が可能であるので、適宜相談されたい。		a	厚生労働科学研究費補助金の申請が採択され、支援を求める場合に、総合特区推進調整費の活用が可能である旨の回答が得られたため。 今後、平成26年度の公募研究課題等を確認した上で、改めて申請を検討することとしたい。		厚生労働省から、応募のあった厚生労働科学研究費補助金の研究課題については、不採択となり、次回の公募研究課題は未定のため対応困難との見解が示された。、また、総合特区推進調整費の活用を視野に入れた支援方針が示され、指定自治体が了解していることから協議終了 。 なお、指定自治体においては、次回の公募研究課題の確認後、改めて対応を検討すること。	Ⅴ
											2回目											
578	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	最先端医療技術（再生医療・細胞治療等）の早期実用化	BNCT治療システムに必要な加速器ターゲット、イオン源、周辺測定機器、治療システム、薬剤等の研究開発及び、BNCT治療システムを医療産業として普及させるための人材のトレーニングへの支援	京都大学原子炉実験所 医療機器メーカー　等	経済産業省	「課題解決型医療機器等開発事業」	拡充	【内容】 補助対象の弾力化 【理由】 BNCTを医療産業として国内外へ展開させるためには、医療機器である加速器の開発だけでは足りず、周辺測定機器やそれを使用して治療を実施する人材がいなければ、BNCT治療システムを国内外へ普及させることは困難であるため。	1回目	経済産業省商務情報政策局医療・福祉機器産業室	「課題解決型医療機器等開発事業」	A	平成26年度概算要求予定	平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		a	ご検討よろしくお願いいたします。		経済産業省から、最先端医療技術（再生医療・細胞治療等）の早期実用化については平成26年度の概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了 。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											
580	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	医薬品の研究開発促進（③）	神戸大学医学部付属病院、先端医療振興財団、及び神戸市立医療センター中央市民病院の複合体で、神戸バイオメディカルクラスター内にネットワーク拠点となる神戸臨床研究推進ハブ機構（仮称）を設立する。神戸臨床研究推進ハブ機構は、多施設共同臨床研究の地域・全国に向けたネットワークの司令塔として、臨床研究の企画・立案・実施・支援・薬事申請に至るまでの一連のプロセスを統括・推進する国内最大のコア機関となる。	神戸大学	厚生労働省		新規	本事業は、本質的には厚生労働省が管轄する臨床研究中核病院整備事業の趣旨と同一である。しかし、臨床研究中核病院整備事業は医療機関が単独で申請することが要件となっており、今回の提案のように複数の機関の複合体で臨床研究支援組織を設立しようとしても、単一組織ではないための申請は許可されない。欧米と対峙できる国内最大級の臨床研究ネットワークのハブ拠点を整備するには、新たな支援制度が必要不可欠である	1回目	厚生労働省医政局研究開発振興課	臨床研究中核病院整備事業	Z	平成２６年度以降	当特区で実施しようとしている事業の具体的計画を精査した上で、予算事業の目的との整合性を考慮し、対応を検討したいと考えている。		b	事業が具体化した段階で再度協議をお願いしたい。		厚生労働省から、臨床研究ネットワークのハブ拠点を整備するための財政支援要望については事業の具体的計画を精査した上で対応を検討したいとの見解が示され、これについて指定自治体が了解していることから協議終了 。指定自治体は事業の具体的計画について引き続き検討すること。	Ⅴ
											2回目											
583	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	医療機器等事業化促進プラットフォームの構築 （医療機器ビジネスを支える人材育成支援）	【目的】日本では、医療機器を開発し事業化を支えるための人材が不足していることから、これら人材を育成し、今後の日本の医療機器産業を支える基盤を整備する。 【対象】医療機器企業、今後、同分野へ参入を検討するものづくり企業など 【規模】年間を通じた人材育成プログラム費用 【内容】医療現場のニーズを発掘し、それをものづくりの変換し、事業コンセプトを立案し、試作を行い、事業戦略を策定、実行し、ビジネスとして成立させるトータルマネジメントが行える人材を海外先進地域の人材育成プログラムと連携しながら策定、実行する。	大阪商工会議所・国立循環器病研究センター	経済産業省	課題解決型医療機器等開発事業	拡充	大阪商工会議所では、既にプラットフォーム構築事業として、医療機器ビジネスを支える基盤構築の活動を実施しているところであるが、機能として欠けている医療機器ビジネスをトータルで戦略的にマネジメントできる能力を有する人材の育成に取り組むことで、国内医療機器ビジネスの活性化につなげる。	1回目	経済産業省商務情報政策局医療・福祉機器産業室	課題解決型医療機器等開発事業	A	平成26年度概算要求予定	平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		a	本事業の実現に向けて、ご検討よろしくお願いいたします。		経済産業省から、医療機器等事業化促進プラットフォームの構築（医療機器ビジネスを支える人材育成支援）については平成26年度の概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了 。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											
584	国際	4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	3次元細胞培養システムによる再生医療等に用いる大型のヒト弾性軟骨デバイスの開発	ヒト軟骨組織の再生に有効な軟骨前駆細胞の分離培養技術と大型軟骨を構築するための3次元培養装置の開発を融合的に推進することにより、世界で唯一の大型のヒト弾性軟骨デバイス、さらにヒト膵子軟骨デバイスの製造技術を確立する。	横浜市立大学、ジェイテック、産総研、木原財団	経済産業省	課題解決型医療機器開発事業	拡充	研究の加速化を促進するには、いかに研究に集中して取り組むことが可能な研究環境が整備できるかが非常に重要である。ヒト幹細胞を用いる再生医療の臨床研究は非常に高いリスクが生じる可能性があり、ヒト幹指針にある有害事象発生時の補償や医療費・医療手当の支給に対する体制整備は非常に重要であるが、研究者または研究者の属する機関が独自に整備することは非常に困難であり、また、民間の補償制度を利用するにも高額な費用が掛かることが想定される。補償制度への対応が研究費等で可能となれば、ヒト幹細胞を用いる研究におけるハードルの1つが解消され、研究の加速化につながる。	1回目	経済産業省商務情報政策局医療・福祉機器産業室	課題解決型医療機器開発事業	A	平成26年度概算要求予定	平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		a	「平成26年度概算要求予定」との回答をいただいたため。		経済産業省から、課題解決型医療機器開発事業に係る自治体の提案ついて、平成26年度概算要求予定との見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了 。経済産業省は、概算要求に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
585	地域	33	さがみロボット産業特区	生活支援ロボットの実証実験等の実施（介護・医療ロボット）	本特区では、民間企業等が行う研究開発や実証実験を支援することにより介護・医療ロボットの実用化を促進する。具体的には、財政支援により研究開発や実証実験を実施する際のコストを低減するとともに、規制緩和によりロボットの研究開発や実証実験を行いやすい環境を整え、介護・医療ロボットの実用化を促進する。 その中で今回の財政支援措置要望は、区域内で進行中のプロジェクトのうち、事業の熟度が高い3つの取組み(※)を念頭に置き、既存制度の拡充を求めるものである。 ※ パワーアシストハンド：空気圧を利用して安全かつ負担を少なく手の機能回復をサポートするロボット 　光によるCT(断層)画像の自動作成・検診ロボット：放射線の代わりに人体に無害な光を照射して、体に負担を与えずに消化器粘膜の下までの断層画像をリアルタイムで作成し検診するロボット 　患者見守りロボット：マイクロ波を活用して眠りの深さや呼吸の様子を検出し、記録や通報を行うロボット	LLPアトムプロジェクト、北里大学、㈱タウ技研	経済産業省	課題解決型医療機器等開発事業	拡充	特区内の機関が参加して地域協議会が認める介護・医療ロボット関連の研究開発事業に対する優先枠を創設する。	1回目	経済産業省商務情報政策局医療・福祉機器産業室	課題解決型医療機器等開発事業	A	平成26年度概算要求予定	平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		b	概算要求に向けて引き続き検討を行うとの見解が示されているが、「さがみロボット産業特区」の意義・効果及び総合特区が「国と地域の協働プロジェクト」であることに鑑み、当該補助制度の予算枠の増減に拘らず、優先枠の創設、本特区で開発する医療ロボットの本補助制度のテーマへの位置付け、審査における加点等についてご検討いただきたい。		経済産業省から、平成26年度概算要求等に向けて検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											
586	地域	33	さがみロボット産業特区	生活支援ロボットの実証実験等の実施（ロボット開発全般）	本特区では、民間企業等が行う研究開発や実証実験を支援することによりロボットの実用化を促進する。具体的には、財政支援により研究開発や実証実験を実施する際のコストを低減するとともに、規制緩和によりロボットの研究開発や実証実験を行いやすい環境を整え、ロボットの実用化を促進していく。 その中で今回の財政支援措置要望は、区域内で進行中のプロジェクトのうち、事業の熟度が高い2つの取組み(※)を念頭に置き、既存制度の拡充を求めるものである。 ※ 被災者探索ロボット：生存者を検知するUWBマイクロ波帯のレーダーを搭載し、瓦礫などに埋没した生存者を探索するロボット 　パワーアシストスーツ等：人が身体に装着することにより作業を支援し、特に介護者が活用することにより肉体的な負担を軽減することが期待されるロボット	㈱タウ技研及び神奈川県産業技術センター、LLPアトムプロジェクト	中小企業庁	戦略的基盤技術高度化支援事業	拡充	特区内の機関が参加して地域協議会が認めるロボット関連の要素技術に係る研究開発事業に対する優先枠を創設する。	1回目	経済産業省中小企業庁創業・技術課	戦略的基盤技術高度化支援事業	B	－	戦略的基盤技術高度化支援事業の採択にあたっては、中小ものづくり高度化法に基づき我が国製造業全体に波及効果を及ぼしうるものを全国的な視点で選定する必要があるため、毎年度、厳正な全国審査の上、採択案件を決定している。そのため、要望されているような特区枠を創設することは難しい。 他方で、現行でも特区で行うからこそ開発や事業化が進むなど特区のメリットが考えられる提案があれば、提案書の中で説明していただくことで、総合特区が審査の過程で評価されていると認識している。		b	当該補助制度の趣旨は理解するところであるが、「さがみロボット産業特区」の意義・効果及び総合特区が「国と地域の協働プロジェクト」であることに鑑み、引き続き前向きにご検討いただきたい。		経済産業省から、既存の戦略的基盤技術高度化支援事業により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議終了。	Ⅰ
											2回目											
587	地域	33	さがみロボット産業特区	生活支援ロボットの実証実験等の実施（防災ロボット）	本特区では、民間企業等が行う研究開発や実証実験を支援することにより防災ロボットの実用化を促進する。具体的には、財政支援により研究開発や実証実験を実施する際のコストを低減するとともに、規制緩和によりロボットの研究開発や実証実験を行いやすい環境を整え、防災ロボットの実用化を促進していく。 その中で今回の財政支援措置要望は、区域内で進行中のプロジェクトのうち、事業の熟度が高い1つの取組み(※)を念頭に置き、既存制度の拡充を求めるものである。 ※ 被災者探索ロボット：生存者を検知するUWBマイクロ波帯のレーダーを搭載し、瓦礫などに埋没した生存者を探索するロボット	（株）タウ技研及び神奈川県産業技術センター	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	拡充	特区内の機関が参加して地域協議会が認める防災ロボット関連の研究開発事業に対する優先枠を創設する。	1回目	総務省消防庁総務課 消防技術政策室	消防防災科学技術研究推進制度	B	平成26年度	消防防災科学技術研究推進制度は、消防・防災関連の研究開発課題を広く募り、研究機関等から応募のあった研究開発課題について、当該研究開発の成果が制度化あるいは実用化されるなど国民の安心・安全に寄与する有用な研究であるかという点を中心に、外部有識者等からなる第3者機関（消防防災科学技術研究推進評価会）の公正、客観的な審査を経て採択し委託研究するものである。その際、交付する研究資金についても、当然にその妥当性を審査するとともに研究の裾野拡大も考慮しつつ、適正に経費配分を行っているところである。 以上の趣旨から、特区内の機関が参加して地域協議会が認める研究開発事業に対する優先枠を創設することは現行制度では難しいが、特区内の機関から応募研究開発課題に関して事前に実用化・制度化の可能性等について相談があった場合には、相談に応じる用意はある。また、平成26年度以降、「消防防災ロボット」を本制度のテーマ設定型課題のテーマとして検討することは可能である。		b	当該補助制度の趣旨は理解するところであるが、「さがみロボット産業特区」の意義・効果及び総合特区が「国と地域の協働プロジェクト」であることに鑑み、引き続き前向きにご検討いただきたい。		総務省から、既存の消防防災科学技術研究推進制度の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議終了。	Ⅰ
											2回目											
588	地域	33	さがみロボット産業特区	生活支援ロボットの実証実験等の実施（高齢者への生活支援ロボット）	本特区では、民間企業等が行う研究開発や実証実験を支援することにより生活支援ロボットの実用化を促進する。具体的には、財政支援により研究開発や実証実験を実施する際のコストを低減するとともに、規制緩和によりロボットの研究開発や実証実験を行いやすい環境を整え、生活支援ロボットの実用化を促進していく。 その中で今回の財政支援措置要望は、区域内で進行中のプロジェクトのうち、事業の熟度が高い1つの取組み(※)を念頭に置き、既存制度の拡充を求めるものである。 ※　レーダーライト：LED照明機器に内蔵されたレーダーが使用者との距離変化や動きを測定し、転倒やしゃがみこみ等容態の急変を捉えて警報を出すロボット	（株）CQ-Sネット	厚生労働省 経済産業省	障害者自立支援機器等開発促進事業	拡充	特区内の機関が参加して地域協議会が認める生活支援ロボット（障害者自立支援機器等）関連の研究開発事業に対する優先枠を創設する。	1回目	経済産業省製造産業局産業機械課	障害者自立支援機器等開発促進事業	経産省A　厚労省C	（経産省） 平成26年度概算要求予定 （厚労省） 対応不可	（経済産業省） 経済産業省では高齢者の自立支援と介護従事者の負担軽減を目的として、平成25年から「ロボット介護機器開発・導入促進事業」を実施しており、平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。 （厚生労働省） 障害者自立支援機器等開発促進事業は、障害者の自立や社会参加の促進を支援するために必要不可欠ではあるものの、マーケットが小さく事業化が困難である、あるいは障害当事者のモニター評価が行えないなど理由から、実用的製品化が進みにくい機器の開発を、企業及び障害者が連携して、障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を通して、障害者に使いやすい機器で適切な価格のものを開発する取り組みに対して助成を行う事業です。 助成対象の選定に当たっては、「機器を使う障害当事者にとって有用であること」「数年以内の実用的製品化の見込みがあること」「モニター評価ができるような試作機があること」といった観点から、外部有識者で構成される評価検討会において採択の審査が行われており、応募自体を妨げるものではないものの、特定地域や特定分野からの応募を優先採択することは制度の趣旨にそぐわないため、優先枠の創設は難しいと考えます。		経産省b　厚労省c	（経済産業省） 概算要求に向けて引き続き検討を行うとの見解が示されているが、「さがみロボット産業特区」の意義・効果及び総合特区が「国と地域の協働プロジェクト」であることに鑑み、当該補助制度の予算枠の増減に拘らず、優先枠の創設、本特区で開発する高齢者向け生活支援ロボットの本補助制度のテーマへの位置付け、審査における加点等についてご検討いただきたい。 （厚生労働省） 「特定地域や特定分野からの応募を優先採択することは制度の趣旨にそぐわないため、優先枠の創設は難しい」との見解が示されているが、本特区は、障害者に使いやすい機器も含めた様々な生活支援ロボットについて、実証実験等を行うことで実用化を促進するものであり、本補助制度の方向性とも合致するものである。本特区の意義・効果及び総合特区が「国と地域の協働プロジェクト」であることに鑑み、優先枠の創設、本特区で開発する障害者向け生活支援ロボットの本補助制度のテーマへの位置付け、審査における加点等について前向きにご検討いただきたい。	○ （厚労省）	経済産業省から、平成26年度概算要求等に向けて検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。 また、厚生労働省から、特定地域や特定分野からの応募の優先採択は対応が困難であると回答されているところであるが、指定自治体は補助制度のテーマへの位置付け、審査における加点等について提案している。厚生労働省は、指定自治体より提示された回答に対して、対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	経産省Ⅱ　厚労省Ⅳ
											2回目	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室		C （B）	－	特区内での研究開発事業についての優先枠の創設や審査における加点等については、先日の事務レベル協議において、同事業が研究開発を目的としたものでないこと等の理由を説明し、対応が困難であることについてご理解頂いたと認識している。なお、障害者自立支援機器等開発促進事業で採択されたテーマについて、例えば、その実用的製品化に当たり実証実験の場として特区のフィールドを活用するなど、ロボット技術を活用した障害者の自立に資する機器等の開発促進のために現行の制度を活用して連携を図っていくことは可能と考えている。		d	ロボット技術を活用した障害者の自立に資する機器等の開発促進のために、連携を図っていくことが可能である旨が確認できたため、省庁見解のとおり現行制度の中で連携していくこととし、優先枠創設についての担当省庁との協議については見送ることとしたい。 なお、早い段階から相談に乗っていただけるとのことであったため、今後の相談にあたって特段の御配慮をお願いしたい。		厚生労働省から、優先枠の創設や審査における加点等については、事業目的が研究開発ではないこと等から対応が困難であるが、現行の制度を活用して、特区のフィールドの活用などの連携を図っていくことが可能であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議を終了する。	Ⅴ

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
589	地域	33	さがみロボット産業特区	生活支援ロボットの実証実験等の実施（高齢者への生活支援ロボット）	本特区では、民間企業等が行う研究開発や実証実験を支援することにより生活支援ロボットの実用化を促進する。具体的には、財政支援により研究開発や実証実験を実施する際のコストを低減するとともに、規制緩和によりロボットの研究開発や実証実験を行いやすい環境を整え、生活支援ロボットの実用化を促進していく。 その中で今回の財政支援措置要望は、区域内で進行中のプロジェクトのうち、事業の熟度が高い2つの取組み(※)を念頭に置き、既存制度の拡充を求めるものである。 ※　高齢者見守りロボット：超高感度人感センサーを活用して日常生活をモニタリングすることにより、高齢者の生活の見守りや運動機能の把握をするロボット 　レーダーライト：LED照明機器に内蔵されたレーダーが使用者との距離変化や動きを測定し、転倒やしゃがみこみ等容態の急変を捉えて警報を出すロボット	沖電気工業（株） （株）CQ-Sネット	経済産業省	福祉用具実用化開発推進事業	拡充	特区内の機関が参加して地域協議会が認める生活支援ロボット（福祉用具）関連の研究開発事業に対する優先枠を創設する。	1回目	経済産業省商務情報政策局 医療・福祉機器産業室 （合）製造産業局産業機械課	福祉用具実用化開発推進事業	A	平成26年度概算要求予定	平成26年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		b	概算要求に向けて引き続き検討を行うとの見解が示されているが、「さがみロボット産業特区」の意義・効果及び総合特区が「国と地域の協働プロジェクト」であることに鑑み、現状補助制度の予算枠の増減に拘らず、優先枠の創設、本特区で開発する高齢者向け生活支援ロボットの本補助制度のテーマへの位置付け、審査における加点等についてご検討いただきたい。		経済産業省から、平成26年度概算要求等に向けて検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											
590	地域	33	さがみロボット産業特区	実証環境整備のための関連企業の誘致	本特区では、工業系の土地区画整理事業を支援することにより企業立地を促進し、研究開発・実証実験の担い手を増やすことで実証環境の充実を図り、生活支援ロボットの実用化を促進していく。具体的には、財政支援による土地区画整理事業の促進により産業適地を創出するとともに、規制の特例措置により企業立地の時間的コストを低減することにより、両面から生活支援ロボットに関する研究開発・実証実験の担い手の集積を進めていく。その中で今回の財政支援措置要望は、区域内で進行中の土地区画整理事業のうち、事業の熟度が高い2地域(※)を念頭に置き、既存制度の拡充を求めるものである。 ※　厚木市森の里東地区、綾瀬市深谷落合地区	各土地区画整理組合等	国土交通省	都市再生区画整理事業（社会資本整備総合交付金交付要綱）	拡充	現行制度では、補助対象事業の要件として「直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区」であることが求められているが、本特区内では、この要件がネックとなり補助を受けられない工業系土地区画整理事業が存在している。そのためこの要件を撤廃することで特区内の工業系土地区画整理事業を促進し、産業適地の創出を行うものである。	1回目	国土交通省 都市局 市街地整備課	（1回目） 都市再生区画整理事業（社会資本整備総合交付金交付要綱） （2回目） 社会資本整備総合交付金	Z	未定	・既成市街地内の事業ではないため、都市再生土地区画整理事業の対象にならないが、都市計画道路等に対し社会資本整備総合交付金（道路事業）の充当が可能であり、これにより、都市再生区画整理事業の拡充の場合と同等の支援が可能。		d	本県内で整備が進んでいる圏央道（さがみ縦貫道路）や新東名高速道路等の自動車専用道路のインターチェンジ周辺では、そのまま、放置すれば、道路の供用後には、商業施設や住宅も含めた様々の用途が混在する無秩序な開発が進む懸念がある。 このような事態を未然に防止し、自動車専用道路のインターチェンジのポテンシャルを十分に活用して、その周辺地域にふさわしい土地利用を計画的に誘導していくため、インターチェンジ周辺地域で予定している工業系土地区画整理事業を促進することが急務となっている。 特に、企業立地の適地となる産業用地を創出するためには、土地区画整理の計画に当たって、大型車交通に配慮した区画道路を配置するなど交通基盤を充実させる必要がある。 そこで、特区内の自動車専用道路のインターチェンジ周辺で実施される工業系土地区画整理事業の区域内にある区画道路が、社会資本整備総合交付金（道路事業）の対象となるか確認したい。 なお、対象となる場合は、本特区内で行われる上記事業に対して、重点的な支援をお願いしたい。		国土交通省からは、社会資本整備総合交付金（道路事業）の充当が可能であるとの回答があり、指定自治体は特区内の工業系土地区画整理事業の区域内にある区画道路が、社会資本整備総合交付金（道路事業）の対象となるか確認を希望しているため、双方とも要望を踏まえて、さらなる調整の協議を継続して行うこと。	Ⅲ
											2回目			B	未定	・当該区画道路が社会資本整備総合交付金（道路事業）の対象となるかについては、施行地区における位置付け等により、個別に判断することとなるため、別途ご相談頂きたい。		a	国交省の回答については了解した。 特区内の土地区画整理事業を推進させるためには、国の財政的支援が欠かせないものと考えているので、補助事業の採択に当たっては、特段のご配慮をお願いしたい。		国土交通省から、社会資本整備総合交付金（道路事業）の活用により対応可能であり、個別の施行地区について相談に応じるとの見解が示され、指定自治体が了解したため協議を終了する。	Ⅰ
591	地域	33	さがみロボット産業特区	生活支援ロボットの実証実験等の実施	本特区では、民間企業等が行う研究開発や実証実験を支援することにより生活支援ロボットの実用化を促進する。具体的には、財政支援により研究開発や実証実験を実施する際のコストを低減するとともに、規制緩和によりロボットの研究開発や実証実験を行いやすい環境を整え、生活支援ロボットの実用化を促進していく。 その中で今回の財政支援措置要望は、区域内で進行中のプロジェクトのうち、事業の熟度が高い4つの取組み(※)を念頭に置き、既存制度の拡充を求めるものである。 ※ パワーアシストハンド：空気圧を利用して安全かつ負担を少なく手の機能回復をサポートするロボット 　光によるCT(断層)画像の自動作成・検診ロボット：放射線の代わりに人体に無害な光を照射して、体に負担を与えずに消化器粘膜の下までの断層画像をリアルタイムで作成し検診するロボット 　患者見守りロボット：マイクロ波を活用して眠りの深さや呼吸の様子を検出し、記録や通報を行うロボット 　パワーアシストスーツ等：人が身体に装着することにより作業を支援し、特に介護者が活用することにより肉体的な負担を軽減することが期待されるロボット	北里大学、LLPアトムプロジェクト（2件）、（株）CQ－Sネット	経済産業省	産業技術力強化法 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令	拡充	研究開発型中小企業を対象とした特許料等の減免制度の拡充（減免の対象に、総合特区内で生活支援ロボット関連の特許を出願する中小企業（共同出願者を含む）を加え、かつ、当該企業に対する減免措置を拡充（審査手数料の全額免除、1～3年分の特許料の全額免除）する。	1回目	経済産業省中小企業庁創業・技術課	産業技術力強化法 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令	C	-	ものづくり高度化法が支援する対象であるものづくり基盤技術は、「汎用性を有し、製造業の発展を支える技術」であり、その高度化を図ることにより、その結果、広く製造業全般に裨益するものである。そのため、こうした要件に合致しない技術についての出願を行う中小企業を減免の対象に加えることは適切でない。 また、産業技術力強化法では、研究開発活動の活性化が産業競争力の強化に繋がることを念頭に、相当程度の研究開発投資を行った中小企業に対し、経済的負担の軽減により持続的な研究開発を支援する観点から減免対象としている。このため、研究開発投資負担の程度とは無関係に、単に特定の技術分野に関する出願を行う中小企業を減免対象とすることは適切でない。		c	本県が想定している、ロボットの生産に関連する産業の範囲は、日本標準産業分類の産業小分類のうち「一般産業用機械・装置製造業」「電子部品製造業」「金属被覆・彫刻業、熱処理業」など、少なくとも19業種にわたっている。 そのため、生活支援ロボットの開発において発生する特許等については、「汎用性を有し、製造業の発展を支える技術」であると考えており、「さがみロボット産業特区」の意義・効果及び総合特区が「国と地域の協働プロジェクト」であることに鑑み、引き続き前向きにご検討いただきたい。		経済産業省から、「要件に合致しない技術についての出願を行う中小企業を対象に加えることは適切でない」「研究開発投資負担の程度とは無関係に、単に特定の技術分野に関する出願を行う中小企業を減免対象とすることは適切でない」との見解が示されているが、指定自治体からは具体的な事業内容や要件への合致を示す反論のデータ、資料が示されず、協議を継続しても同様の議論の繰り返しとなり、今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、いったん協議を終了する。	Ⅳ
											2回目											
604	地域	36	九州アジア観光アイランド総合特区	クルーズ観光環境づくり（クルーズ客船受入のためのターミナル施設等整備事業）のうち、 長崎港松が枝国際ターミナル整備事業の岸壁整備	九州のみならず我が国のゲートウェイとして、今後見込まれる東アジアにおけるクルーズ市場の急速な拡大などによる、クルーズ客船の寄港増や大型化に対応するため、長崎港松が枝地区国際ターミナル拡張を行うこととし、そのうち客船対応岸壁について国直轄事業で整備する。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市	国土交通省	港湾改修（重要）事業	拡充	長崎港は、日本を代表するクルーズ客船の寄港地として、数多くのクルーズ客船を受け入れており、東アジアに我が国で最も近いという地理的要因などから、東アジア定点クルーズの多くがファーストポートとして利用するなど、長崎港は、今後も外航クルーズにおける、九州のみならず我が国のゲートウェイとして大きな役割を果すものと確信している。このようなことから、今後見込まれる東アジアにおけるクルーズ市場の急速な拡大などによる、クルーズ客船の寄港増や大型化に対応するため、松ヶ枝地区国際ターミナルを拡張することとし、現在、港湾計画変更の手続きを進めている。 この事業は、平成26年度に事業化し、新幹線西九州ルートの長崎延伸が予定される平成34年度までの完成を目指しているが、その早期実現のためには国直轄事業と県事業の合同プロジェクトによる効率的な整備が必要不可欠である。よって、現行制度において国直轄事業による整備ができない客船対応岸壁について、国直轄事業で整備できるよう拡充する。 なお、この国直轄事業に伴う国庫負担割合は、現行制度で最高率の55%とする。	1回目	国土交通省 港湾局 計画課	港湾整備事業	B		既存制度で対応可能であり、提案内容にある様な制度拡充を行うためには、他地域とのバランスや必要性・緊急性・広域性等を踏まえ、慎重な検討を行う必要がある。		c	既存の旅客船対応岸壁の改良延伸事業においても、既存施設が国有財産であったため、同一管理者が施工することが望ましいとして、直轄事業で実施している。今回の整備要望も客船の大型化に対応する改良延伸事業であることから、要望の主旨も踏まえ、直轄事業での採択の再検討をしていただきたい。		国土交通省から、既存制度で対応可能であり、制度拡充については慎重な検討を行う必要がある旨の見解が示されている。指定自治体は直轄事業での採択の再検討を希望している。しかしながら、指定自治体からは国直轄事業とするためのデータや資料が示されず、協議を継続しても同様の議論の繰り返しとなり、今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、一旦協議を終了し再検討すること。	Ⅳ
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］ 担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］ 対応	理由等	対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］ 内閣府コメント	内閣府整理
605	地域	36	九州アジア観光アイランド総合特区	クルーズ観光環境づくり（クルーズ客船受入のためのターミナル施設等整備事業）のうち、 長崎港松が枝国際ターミナル整備事業の岸壁整備と一体となった背後埋立	九州のみならず我が国のゲートウェイとして、今後見込まれる東アジアにおけるクルーズ市場の急速な拡大などによる、クルーズ客船の寄港増や大型化に対応するため、長崎港松が枝地区国際ターミナル拡張を行うこととし、岸壁背後の公共埋立について岸壁工事の一環として国直轄事業で整備する。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市	国土交通省	港湾改修（重要）事業	拡充	長崎港松が枝国際ターミナル拡張計画では、岸壁延伸に合わせ背後を埋め立て、アジアにおける九州（我が国）のゲートウェイにふさわしい機能として、CIQ機能を備えた旅客ターミナルビルや、円滑な交通環境を整える臨港道路や大型バス等の駐車場、背後観光地の景観と調和した緑地の整備などを行うこととしている。そのうち背後公共用地の埋立は、通常、県が起債事業等を活用して整備を行っているが、同用地は岸壁と一体不可分の施設であり、ターミナル拡張計画の基本となる施設であることから、国際戦略港湾の岸壁に附帯する荷さばき地同様、岸壁に附帯する公共用地として国直轄事業で整備する。	1回目	国土交通省 港湾局 計画課	起債事業	B		既存制度で対応可能であり、提案内容にある様な制度拡充を行うためには、他地域とのバランスや必要性・緊急性・広域性等を踏まえ、慎重な検討を行う必要がある。		b	岸壁の安定と構造から裏埋土は必要であることから、エプロン範囲までの施行区分でなく、岸壁埋立土砂の安定勾配までを岸壁事業として承認していただくことを条件として了解とする。		国土交通省から、既存の起債事業として対応可能との見解を示されている。指定自治体は国直轄事業での採択を希望しているが、条件付きで了解している。そのため、指定自治体へ2回目の書面協議要望について確認したところ協議要望は無かったため、今後再検討することとし一旦協議を終了する。	Ⅴ
											2回目											
606	地域	36	九州アジア観光アイランド総合特区	クルーズ観光環境づくり（クルーズ客船受入のためのターミナル施設等整備事業）のうち、 長崎港松が枝国際ターミナル整備事業の旅客ターミナルビル整備	九州のみならず我が国のゲートウェイとして、今後見込まれる東アジアにおけるクルーズ市場の急速な拡大などによる、クルーズ客船の寄港増や大型化に対応するため、長崎港松が枝地区国際ターミナル拡張を行うこととし、旅客ターミナルビル整備について国庫補助事業を活用する。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	長崎港松が枝国際ターミナル拡張計画では、岸壁延伸に合わせ背後を埋め立て、アジアにおける九州（我が国）のゲートウェイにふさわしい機能として、CIQ機能を備えた旅客ターミナルビルや、円滑な交通環境を整える臨港道路や大型バス等の駐車場、背後観光地の景観と調和した緑地の整備などを行うこととしている。そのうち旅客ターミナルビルは、通常起債事業等で整備を行っているが、今回、国際ターミナルビルは、多くのクルーズ客に対し円滑なCIQを実施することや、余裕をもって休憩できる待合ロビーなどを確保することでターミナル機能の利便性を向上し、寄港し安い環境づくりを行うものであり、 ターミナルビル自体は収益も伴なわないことから、公共性が高い施設として社会資本整備総合交付金を活用するものである。	1回目	国土交通省 港湾局 計画課	社会資本整備総合交付金	B		旅客船ターミナルの整備については、既存制度で対応可能であるが、現時点において具体的な事業内容や必要性・緊急性等が明らかになっていないことから、引き続き検討を行う必要がある。		b	「引き続き検討を行う必要がある」との見解でありますので、具体的な検討に入った段階で再検討もあると認識して了解する。		国土交通省から、既存制度で対応可能との見解を示されている。指定自治体は社会資本整備総合交付金での採択を希望しているが、条件付きで了解している。そのため、指定自治体へ2回目の書面協議要望について確認したところ協議要望は無かったため、今後再検討することとし一旦協議を終了する。	Ⅴ
											2回目											
608	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	保税手続きの簡素化等による物流コスト削減（荷役機械の整備）	船舶建造に必要な資材貨物の輸入コスト削減を目的に、埠頭での荷役機械の使用料を安価にするため、荷役機械の建造費用に国庫補助事業を活用する。	長崎県の全域	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	船舶からの貨物の積み卸しを行う荷役機械（ガントリークレーンなど）は、船社が県に使用料を支払い海上運賃に反映されている。一方、荷役機械は、起債事業で整備するため、起債償還計画に基づいて荷役機械の使用料を決定していることから、コスト削減を図れない状況である。荷役機械の整備を国庫補助事業で実施することで、使用料は維持管理費のみを考慮した金額に設定することができ、高付加価値船の建造資材を多く輸入する造船企業の物流コストの削減が可能となる。	1回目	国土交通省 港湾局 計画課	起債事業	B		既存制度で対応可能であり、提案内容にある様な制度拡充を行うためには、他地域とのバランスや必要性・緊急性・広域性等を踏まえ、慎重な検討を行う必要がある。		c	既存の起債事業で対応すべきとの回答と解釈したが、起債事業による整備では時間当たりの使用料が23,980円から228,000円となり、年間約68,000千円のコスト増となる。起債償還金を荷役機械使用料で負担することとなるため、物流コストの低減が図られず、結果として船舶建造価格に反映されることとなり、本総合特区で目指す国際競争力の高い船舶建造に繋がらない。 また、本特区においても埠頭民営化を目指しているが、元来貨物量の少ない長崎港においては、使用料収入の大幅な増が見込めず、起債の返済により貸付料の高騰化を招くこととなり民営化の障害となっている。本来は民営化を行うことで資金調達を民間でということになろうが、資力の少ない地元海運会社等ではPFIによる導入等は更に困難である。 地域独自の取り組みとして、本県においては空コンテナのクレーン使用料を徴収しないことで、半額免除に近い額としてコスト低減を図っている。これに加えて、本特区においては交付金を活用した整備を行うことにより、クレーン使用料を維持管理費相当分に抑えることが可能となり、起債事業を利用した整備と比較して、提案事項とした更なる物流コストの削減へ効果が大きいと考えている。		国土交通省から、既存制度で対応可能との見解が示されたが、指定自治体の要望は荷役機械の整備が既存の社会資本整備総合交付金の制度では対象となっていないため、対象に含め施設使用のコスト削減による物流の促進を目指すというものである。既存制度で対応可能との見解では要望への答えとはなっていないため、継続して協議を行うものとする。	Ⅳ
											2回目	国土交通省 港湾局 計画課	起債事業	B	–	○　岸壁、防波堤等の基本施設の整備に併せて行う、港湾の機能を発揮させるために必要な荷役機械の整備を地方公共団体が実施する場合にあっては、地方債のうち公営企業債を適用することが可能である。 ○　公営企業債の発行に際しては、「平成25年度地方債同意等基準（平成25年総務省告示第181号）」において、「当該経費が合理的な期間内に、当該事業により生じる収入及び合理的な範囲内における他会計繰入金等によって、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。」と規定されており、すなわち事業採算性を確保することが重要である。 ○　公営企業債でコンテナ貨物対応のガントリークレーンを整備する場合にあっては、使用料金は当該債務償還を行うことが出来る形で設定されるが、年間コンテナ取り扱い貨物量が多くなればなるほど当該料金を低く設定しても事業採算性の確保が可能となる。 ○　責任体の見解として、荷役機械の整備について社会資本整備総合交付金による国費補填がないと年間約68,000千円コスト増になるとのことであったが、そもそも事業採算性の確保が困難な事業（年間コンテナ取り扱い貨物量が少ない事業）について、国庫補填を行うことについては、他地域とのバランスや必要性・緊急性・広域性等について定量的な根拠及び支援が必要な論拠を明確にした上で、検討を行う必要があると考えている。検討項目は主に以下のようなことが考えられる。 ・想定貨物量の見込み及び根拠 ・整備費や使用料金の設定に係る妥当性及び根拠 ・造船企業のみへの支援となっていないか（利用料金の引き下げが地域全体に波及する理由） ・物流の促進のために他の制度ではなく、当該制度でなければならない理由 等 ○　なお、当局の予算制度「港湾機能高度化施設整備事業費補助金」により、国際戦略港湾との国際フィーダー輸送のためにコンテナ貨物を積み卸す施設整備に関する事業等について、地方公共団体等に対して国庫補助を行っているところ。		c	・三菱重工長崎造船所は県民総生産の1割の生産額を誇るなど、造船業は本県の基幹産業であり、産学官一体となってこれを支援している。 ・今回、三菱重工長崎造船所の大型客船建造を契機として、現在の年間貨物量約3,600TEUに加え、客船建造に伴う貨物量約3,000TEUの増加が想定されている。 ・更に外貿航路が週1便から週3便となったことで利便性の向上による潜在貨物の取り込みを含め、年間取扱貨物量約9,200TEUへの増を見込んでおり、地域への波及効果として年間約1,050百万円（1TEU当たり11.4万円）の経済波及効果が見込まれている。 ・　これら長崎港を使用した外貿貨物の80%が中国との輸出入貨物であり、本県は中国上海と近いという地理的優位性を活かし、現在直接航路の開設を目指している。 ・荷役機械の整備を起債事業で行った場合、1時間当たりの使用料が228,000円となり、博多港の1時間当たり52,000円と比較し約4倍となる。このため、中国との直接航路があったとしても、博多港から長崎への陸送費用を含め、現在のところ博多港を使用する方が物流コストは低い状態となっている。 ・使用料を博多港並に抑えることができれば、陸送費が不要となる本県の地理的優位性を活かすことで、物流コストを削減させる事が可能となり、コスト低減による造船業の国際競争力の強化、更にはこれを要因とした地域活性化を図るものである。 ・使用料減による物流コストの削減を行うために、起債償還額を転嫁する必要がない国庫補填により、荷役機械の整備を行うものである。		国土交通省から、公営企業債を活用することで採算性が確保される見地から社会資本整備総合交付金ではなく、既存の起債制度で対応可能との見解が示された。指定自治体は起債の償還額を施設使用料に転嫁することで物流に悪循環が生じる懸念があるため使用料に転嫁させない国庫補填により、荷役機械の整備を行うものとする。	Ⅳ

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］ 担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］ 対応	理由等	対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］ 内閣府コメント	内閣府整理
609	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	保税手続きの簡素化等による物流コスト削減（倉庫の整備）	船舶建造に必要な資材貨物を蔵置することを目的に、埠頭内に倉庫を整備するため、倉庫の整備費用に国庫補助事業を活用する。	長崎県の全域	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	大型客船の建造資材点数は、1千万点を超えるため倉庫の確保が必要である。埠頭内の上屋は造船貨物以外も利用しているため、造船工場近辺で造船貨物を蔵置する倉庫が不足している。このため、造船貨物の蔵置場として提供することを目的に、国庫補助事業で埠頭内に倉庫を整備する。これにより、造船企業は工場近辺に造船建造資材を蔵置することができ、物流コストの削減が可能となる。	1回目	国土交通省 港湾局 計画課	起債事業	B		既存制度で対応可能であり、提案内容による様な制度拡充を行うためには、他地域とのバランスや必要性・緊急性・広域性等を踏まえ、慎重な検討を行う必要がある。		c	既存の起債事業で対応すべきと解釈したが、起債事業による整備では償還費用を使用料から負担することとなるため、使用料が4.06円/㎥から17.11円/㎥となり、結果として年約13,000千円のコスト増となる。物流コストの増大が1隻あたりの建造価格を押し上げることに繋がり、本総合特区で目指す国際競争力の高い船舶建造に障害となってくる。 地域独自の取り組みとして、本県においては通路等の共有部分の使用料を徴収しないことでコスト低減を図っているが、これに加えて、本特区においては交付金を活用した整備を行うことにより、倉庫使用料を維持管理費相当分に抑えることが可能となり、起債事業を利用した整備と比較して、提案事項とした更なる物流コストの削減へ効果が大きいと考えている。		国土交通省から、既存制度で対応可能との見解が示されたが、指定自治体の要望は倉庫の整備が既存の社会資本整備総合交付金の制度では対象となっていないため、対象に含め施設使用のコスト削減による物流の促進を目指すものである。既存制度で対応可能との見解では要望への答えとはなっていないため、継続して協議を行うものとする。	Ⅳ
											2回目			B	-	○　岸壁、防波堤等の基本施設の整備に併せて行う、港湾の機能を発揮させるために必要な上屋の整備を地方公共団体が実施する場合にあっては、地方債のうち公営企業債を適用することが可能である。 ○　公営企業債の発行に際しては、「平成25年度地方債同意等基準（平成25年総務省告示第181号）」において、「当該経費が合理的な期間内に、当該事業により生じる収入及び合理的な範囲内における他会計繰入金等によって、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。」と規定されており、すなわち事業採算性を確保することが重要である。 ○　公営企業債で上屋を整備する場合にあっては、使用料金は当該債務償還を行うことが出来る形で設定されるが、年間取扱量が多くなればなるほど当該料金を低く設定しても事業採算性の確保が可能となる。 ○　貴団体の見解として、上屋の整備について社会資本整備総合交付金による国費補填がないと年間約13,000千円コスト増になるとのことであったが、そもそも事業採算性の確保が困難な事業（年間取扱量が少ない事業）について国庫補填を行うことについては、他地域とのバランスや必要性・緊急性・広域性等について定量的な根拠及び支援が必要な論拠を明確にした上で、検討を行う必要があると考えている。 検討項目は主に以下のようなことが考えられる。 ・想定取扱量の見込み及び根拠 ・整備費や使用料金の設定に係る妥当性及び根拠 ・造船企業のみへの支援となっていないか（利用料金の引き下げが地域全体に波及する理由） ・物流の促進のために他の制度ではなく、当該制度でなければならない理由 等 ○　なお、当局の予算制度「港湾機能高度化施設整備事業費補助金」により、国際戦略港湾との国際フィーダー輸送のためにコンテナ貨物を積み卸す施設整備に関する事業等について、地方公共団体等に対して国庫補助を行っているところ。		c	・三菱重工長崎造船所は県民総生産の1割の生産額を誇るなど、造船業は本県の基幹産業であり、産学官一体となってこれを支援している。 ・今回、三菱重工長崎造船所が2隻の大型客船建造を受注したことに伴い、1千万点を超える客船資材を蔵置する倉庫を造船所近辺に早急に確保する必要が生じており、今後高付加価値船の連続受注を目指すうえでも建設を必要としている。 ・造船所近辺以外での倉庫確保となった場合、資材検品のための人員配置の費用・資材移動のコストが必要となり、建造価格に反映され国際競争力の低下に繋がる。 ・倉庫の整備費用700,000千円を起債事業で負担する場合、償還費用として1日当たり83.2千円の使用料が必要となるが、国庫補填により整備した場合は1日当たり28.8千円と現在の使用料額と同等に抑えることが可能となる。 ・事業の採算性だけでいえば、起債償還に要する使用料を上げるだけで足りる。事業の採算性が課題となるのではなく、使用料が上がることで、利用する荷主・事業者等への物流コストの負担が増えることが課題となるものである。 ・更に、物流コストの増加は利用者の減少に繋がり、使用料を上げる必要が出てくるという悪循環に陥ることとなる。 ・このため、使用料に起債償還額を転嫁する必要がない国庫補填による整備を求めるものである。 ・なお、今回三菱重工長崎造船所が建造する大型客船は、建造資材の7割を欧米から輸入するが、その一部は国際フィーダー輸送を使用して長崎港へ輸送されており、現在国際フィーダー輸送利用の荷主に対する助成制度を設けるべく検討中である。		国土交通省から、公営企業債を活用することで採算性が確保される見地から社会資本整備総合交付金ではなく、既存の起債制度で対応可能との見解が示された。指定自治体は起債の償還額を施設使用料に転嫁することで物流に悪循環が生じる懸念があるため使用料に転嫁させない国庫を施設整備に補填した制度創設を希望しているが、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため一旦取り下げ、指定自治体により事業の採算性確保や、必要性などについて論拠を明確にされたのち協議を行うものとする。	Ⅳ
620	国際	2	つくば国際戦略総合特区	生活支援ロボットの実用化	生活支援ロボットの普及のネックとなっている安全性基準を世界に先駆けて確立し、H25年度までに国際標準規格に反映、国際標準規格の発効後には、速やかにロボットの安全認証をスタートさせ、我が国ロボット産業の国際競争力の強化を図る。	茨城県 つくば市 筑波大学 産業技術総合研究所 地域協議会のロボット関連企業	厚生労働省	介護労働環境向上奨励金 介護福祉機器等助成	拡充	介護労働環境向上奨励金のうち介護福祉機器等助成は、介護サービスの提供事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の1／2（上限300万円）を支給する制度であるが、事前に導入・運用計画を作成し認定を受けた上で介護福祉機器を導入・運用し、一定の導入効果があったことを示して初めて奨励金の支給が受けられる。 この助成方式には、①経営体力が十分でない施設では機器導入が困難であること、②同様の労働環境下にある看護労働者や特別支援学校の教員・支援員の労働環境改善につながらないこと、③新たな技術革新の成果を迅速に介護・看護現場に導入することが困難なこと、といった問題がある。 そこで、①導入・運用計画の認定により奨励金の支給を可能とする、②奨励金の支給対象を病院や特別支援学校にも拡大する、③奨励金をロボット介護機器開発・導入促進事業で開発された機器にも適用する、の3点において本助成制度の拡充を要望するものである。	1回目	厚生労働省職業安定局雇用政策課	中小企業労働環境向上助成金（旧介護労働環境向上奨励金）介護福祉機器等助成	C（一部B）	-	○　拡充の要望の内容①から③についての見解は以下のとおり。 ①当該制度は、機器を導入し介護労働者の雇用管理の改善を図ることを目的としていることから、導入効果等を支給要件としているものであり、要望のように導入・運用計画を認定したことのみをもって奨励金を支給する制度とすることはできない。 ②当該制度は、介護労働者の雇用管理の改善を図ることを目的としていることから、制度の対象を「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を元に定めているものであり、要望のとおりに対象を拡大することはできない。 ③当該制度の対象となる機器は、今後も必要に応じて見直しを行うことを想定しているところ。「ロボット介護機器開発・導入促進事業」等により新たに開発された機器についても、介護労働者身体的負担軽減の効果が高く、労働環境の改善に資するものであれば、対象とし得るものであり、対象となった場合は全国で利用することができることとなる。 ○　なお、当該制度は、雇用保険法第62条の「雇用安定事業」として実施しており、介護労働者の雇用管理改善を図ることを目的としている制度であることから、介護ロボットの普及促進のために当該制度を活用することは、当該制度の目的にはそぐわないと考える。		c	要望①については、導入効果の確認を計画終了後に行うので、その際に効果が見られなければ助成金を返納することを条件として認めていただきたい。 要望②については、介護労働者の雇用管理の改善が目的であれば、平成25年6月18日に改定されたT職場における腰痛予防対策指針」にもあるとおり、現在は対象となっていない特別支援学校や病院などにおいて介護関係業務に従事する介護労働者についても同様に負担軽減が求められていることから、支援の対象としていただきたい。 要望③については、新たな機器が追加対象となる場合、追加されるまでのスケジュールを示すとともに、新たな機器の改善効果の基準、追加の方法（審査内容）などについて、ご教示頂きたい。 ○当該制度が介護労働者の雇用管理改善を図ることを目的としている制度であることは承知しているが、ロボット介護機器の一部は、介護労働者の身体的負担を大きく軽減することができ、介護労働者の福祉の増進に資するものであることから、今回、効果の確認をしっかり行うことを前提に改正を要望したものであり、是非認めていただきたい。		厚生労働省より提案①②については、対応できないと回答されているところであるが、左記の指定自治体の回答を踏まえ、再度検討を行うこと。 また厚生労働省は、提案③について、新たな機器が対象となる際のプロセス等について、指定自治体の質問に対し、具体的に回答すること。	Ⅳ
											2回目			C（一部B）		①当該制度については、機器を導入し介護労働者の雇用管理の改善を図ることを目的としており、導入効果等を支給要件とすることは必須であると考えている。また、助成金の支給要件は、その助成金の目的を達成したことや適切な支給であるか否かを判断するために設けているものと考えられることから、ご要望の方法のように支給要件の一部である導入効果を確認すること無く助成金を支給することは困難である。 ②当該制度は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第2条第1項に規定する介護業務に係る事業を行う中小企業事業主であって、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った事業主に対して、その費用の一部を支給するものである。当該制度は、専ら介護関係業務に従事する介護労働者の雇用管理の改善を対象としているところであり、介護関係業務の範囲を変更することは考えていない。 ③当該制度の対象となる機器は、介護労働者身体的負担軽減の効果が高く、労働環境の改善に資するものであれば、対象としうるものであるところ。「ロボット介護機器開発・導入促進事業」等により新たに開発された機器についても、機器の導入を考える事業主からの申請等があった場合には、介護労働者身体的負担軽減の効果が高いか否か等により対象としうるか否かを判断し、対象となった場合は全国で利用することができることとなる。		c	①導入効果の確認については計画終了後に厳正な評価を行うことで、適切な支給であったか否かについて判断することができると考える。また、もし、その評価において導入効果が見られないとのことであれば、助成金を返納させることで現行制度と同様に効果の確認が行えると考えているため提案を認めて頂きたい。 ②現在は対象となっていない特別支援学校や病院などで介護関係業務に従事する介護労働者においても、対象となる施設において専ら介護関係業務に従事している者と同様の業務を行っていると考えているが、この点についていかがお考えかお聞かせ願いたい。本特区では業務内容がほぼ同じであると考えているので、介護労働者の雇用管理の改善のために支援対象としていただきたい。 ③新たに開発される機器についても、追加される可能性があることについては承知した。なお、新たに開発された機器を申請する場合には、できるだけ速やかに対象とできるよう相談させていただきたい。		厚生労働省から、提案①②については、①「導入効果を確認すること無く助成金を支給することは困難」、②「専ら介護関係業務に従事する介護労働者の雇用管理の改善を対象としている」との理由により対応は困難との見解が示されているが、指定自治体は引き続き協議を要望している。しかし、両者の見解には相違があり、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。 なお、厚生労働省は、指定自治体より当該提案に関してより具体的な提案がなされた場合には、再度協議に応じること。また、提案③について、指定自治体が具体的な機器の申請を行う際には、相談に応じること。	Ⅳ